



第6期合志市障がい福祉計画

第2期合志市障がい児福祉計画

障がいのある人もない人も
共に生き、 ささえあうまち こうし



令和3年3月

合志市

合志市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」等マイナスイメージがあります。また、障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべき等様々な意見がありますが、本市では、障がいのある人やそのご家族の皆さんへの思いを大切にし、『障がいがある人もない人も、共に生き、ささえあうまちこうし』という本市の障がい者福祉の基本理念のもと、「害」の字のひらがな表記を使用してきたところです。

表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」と表記します。
- (2) 何らかの名称等で「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツ等)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい等)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名等の固有の名称、人、医学用語

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本理念	2
3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方	3
4. 計画の位置づけ	4
5. SDGsとの関係	5
6. 計画の対象者	6
7. 計画期間	6
8. 計画の進行管理（PDCAサイクルによる計画の見直し）	7
第2章 障がい者数等の現状	8
1. 人口統計等からみた障がいのある人の状況	8
2. アンケート調査結果	14
3. 事業所アンケート調査結果	21
第3章 令和5年度の成果目標及び活動指標	22
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	22
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	23
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	24
4. 福祉施設から一般就労への移行等	25
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	26
6. 相談支援体制の充実・強化等	27
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	28
8. 発達障がい者等に対する支援	28
第4章 障害福祉サービスの必要量見込み	30
1. 訪問系サービスの見込量	30
2. 日中活動系サービスの見込量	34
3. 居住系サービスの見込量	44
4. 相談支援の見込量	47
5. 障害児通所支援の見込量	50
6. 障害児相談支援の見込量	55
7. 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	56
第5章 地域生活支援事業の必要量見込み	57
1. 地域自立支援協議会	57
2. 相談支援事業	57
3. 成年後見制度利用支援事業	58
4. 意思・疎通支援事業	59
5. 日常生活用具給付事業	60

6. 移動支援事業.....	61
7. 地域活動支援センター機能強化事業.....	62
8. 訪問入浴サービス事業.....	62
9. 日中一時支援事業.....	62
10. 福祉ホーム事業運営費助成	63
11. 障がいのある人の安心・安全の確保のための取組.....	63
第6章 サービス見込量等確保の方策.....	64
資料編.....	66
1. アンケート調査の概要	66
2. 事業所アンケート調査の概要	67
3. 計画策定の経緯.....	68
4. 用語集	69
5. 委員名簿	72

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

国では、平成26(2014)年1月に障害者権利条約を批准したことを受け、平成28(2016)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法、平成25(2013)年法律第65号)」が施行され、また、平成28(2016)年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(改正障害者雇用促進法、平成25(2013)年法律第46号)」の一部施行、平成28(2016)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法平成28年法律第29号)」の施行、平成28(2016)年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律(改正発達障害者支援法、平成28(2016)年法律第64号)」の施行等、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

第6期合志市障がい福祉計画及び第2期合志市障がい児福祉計画(以下、「本計画」という)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)に基づくとともに、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、障がいのある人の地域生活を支援するために必要な「障害福祉サービス」や「相談支援」、「地域生活支援事業」並びに「障害児通所支援等」の各種サービスを計画的に確保することを目的とした計画です。

本計画策定にあたっては、国の定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号:平成29年3月31日改正、以下「国的基本指針」という。)に即し、本市における障がいのある人の現況やニーズ等を踏まえたうえで、数値目標の設定やサービスの需要の見込量の算出を行っています。

2. 計画の基本理念

本計画は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法並びに熊本県障害のある人も共に生きる熊本づくり条例の理念を踏まえて「第3期合志市障がい者計画」に掲げる「障がいのある人も共に生き、ささえあうまちこうし」という基本理念を共有します。

障がいのある人も 共に生き、ささえあうまち こうし

また、以下の2つのまちづくり目標（障害者基本法第3条、同第4条に規定）に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けた障がいのある人たちの自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

まちづくり目標① みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち

▼施策や取組の具体的な目標

- ・障がいのある人みんなが、社会のすべての場面に参加できるようにします。
- ・障がいのある人みんなに対して分かりやすい表現を使います。
- ・障がいのある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができて、地域でみんなと一緒に暮らせるようにします。
- ・障がいのある人みんなが、ことばや必要な気持ちを伝える方法（点字、手話、要約筆記、筆談）で、そのための情報を手に入れたり、使ったりできるようにします。

まちづくり目標② 差別のない安心して暮らせるまち

▼施策や取組の具体的な目標

- ・障がいがあるからという理由で障がいのある人を差別しない社会をつくります。
- ・障がいのある人が日常生活を送るうえで障壁となる事物や慣行がある場合は、その社会的障壁をなくすための適切な配慮をします。
- ・差別とは何かを伝え、差別をなくすために必要な情報を集め、整理し、欲しい人に手に入るようにします。

3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実と依存症対策の推進

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ①相談支援体制の構築
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障がい者等に対する支援
- ④協議会の設置等

(3) 障害支援の提供体制の確保に関する考え方

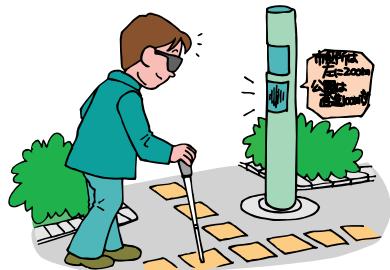
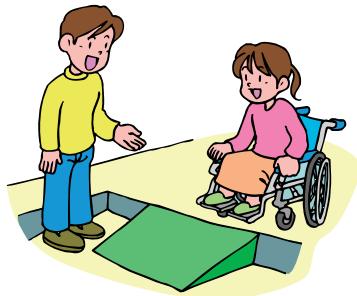
- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容の推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保



4. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として、また、国の基本指針及び熊本県障がい福祉計画との整合性を図るとともに、「合志市総合計画」及び「合志市障がい者計画」をはじめ、「合志市地域福祉計画」等の本市における分野別計画との整合を考慮のうえ策定するものです。

なお、本計画で定める障害福祉サービスの見込量等は、菊池圏域（構成市町は合志市、菊池市、大津町、菊陽町）の数値目標として、熊本県障がい福祉計画に反映されます。



5. SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のことです。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサルなものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

■ 17の国際目標



本計画を推進することにより、SDGsが定めるゴールの達成に貢献することを目指します。

■ 本計画と関連の強い目標



6. 計画の対象者

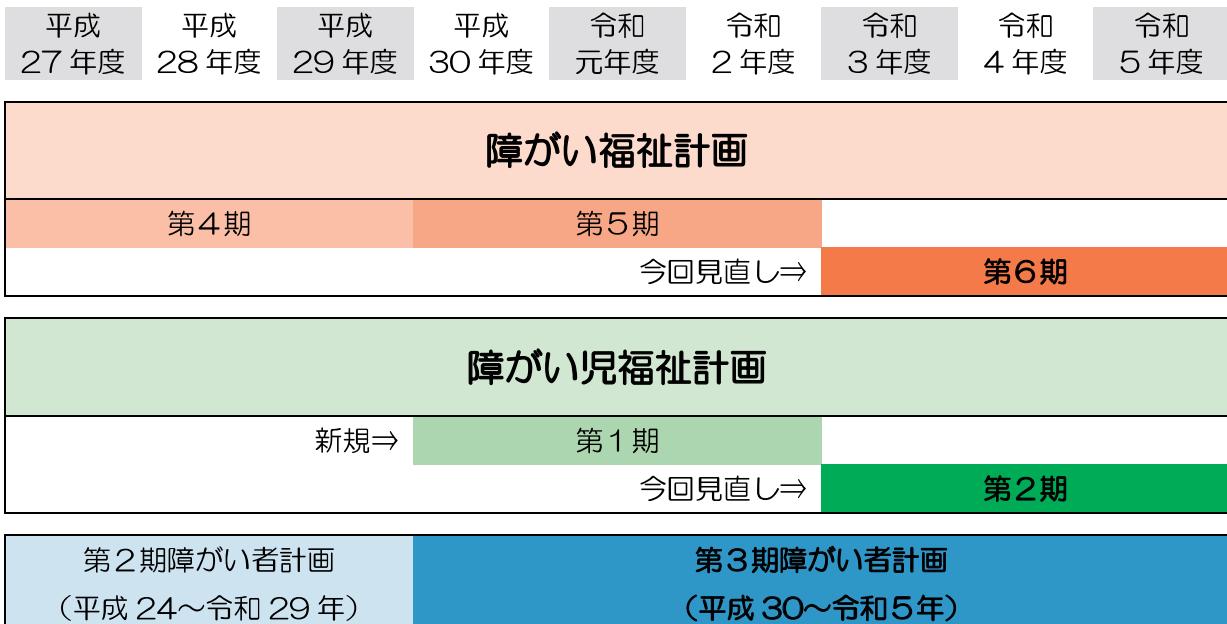
本計画の対象となる「障がい者」とは、以下の方々です。

- ・障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者

また「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児をいいます。

7. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間です。



8. 計画の進行管理（P D C A サイクルによる計画の見直し）

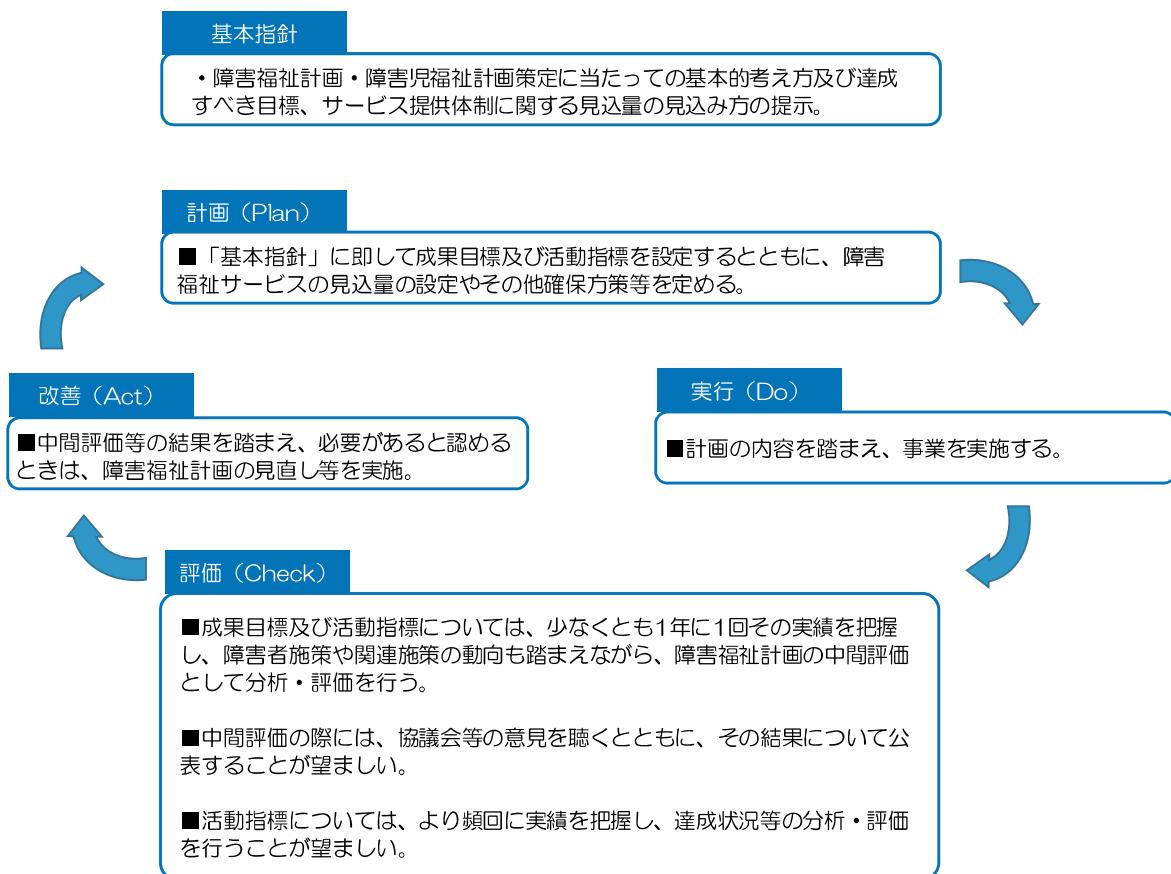
計画は、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要です。

計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされており、P D C A サイクル※により計画の進行管理を行っていきます。

このP D C A サイクルに沿って本市では、成果目標と活動指標について毎年その実績を把握し、分析・評価を行います。また、分析・評価結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じることとします。

※P D C A サイクル…様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくもの。

【障害福祉計画・障害児福祉計画におけるPDCAサイクルイメージ】



出典：障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル

第2章 障がい者数等の現状

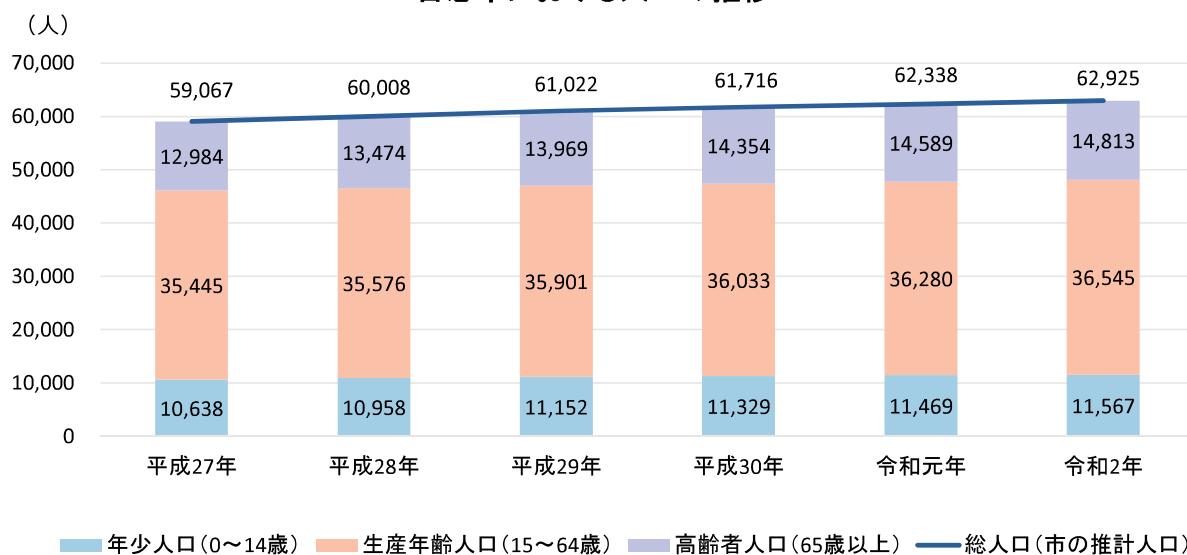
1. 人口統計等からみた障がいのある人の状況

(1) 人口の推移

15歳以上65歳未満の生産年齢人口は横ばい傾向ですが、15歳未満の年少人口、65歳以上の高齢者人口、総人口のいずれも増加傾向となっています。

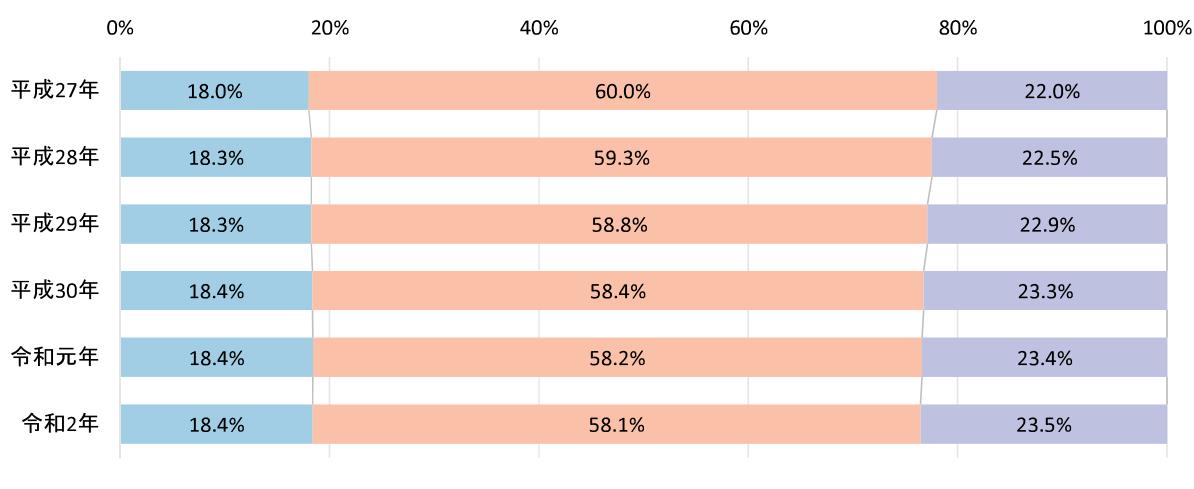
また年齢3区分別の構成比をみると、大きく変化はありませんが、高齢者人口はゆるやかな上昇傾向となっています。

合志市における人口の推移



■ 年少人口(0～14歳) ■ 生産年齢人口(15～64歳) ■ 高齢者人口(65歳以上) ━ 総人口(市の推計人口)

合志市における人口構成率の推移

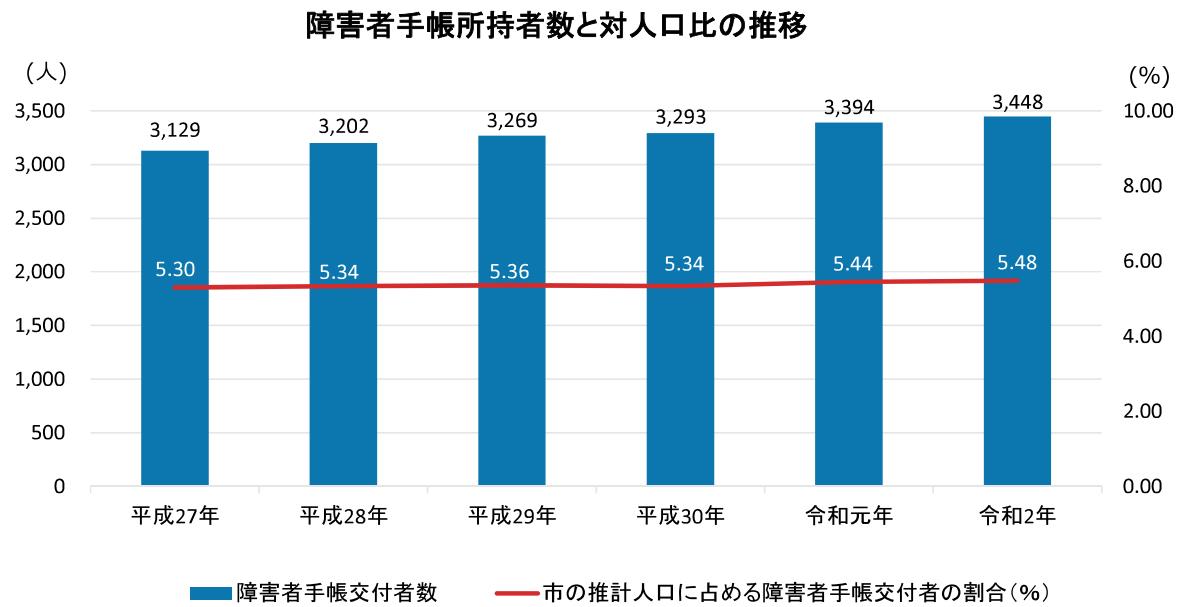


■ 年少人口(0～14歳) ■ 生産年齢人口(15～64歳) ■ 高齢者人口(65歳以上)

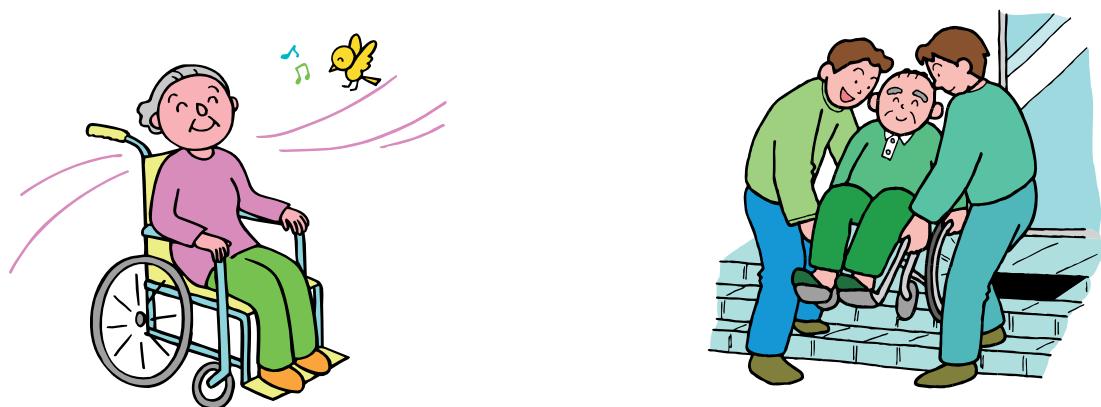
資料/住民基本台帳 平成27年度～29年度（各年3月31日現在）、平成30年度～令和2年度（各年4月1日）

(2) 障害者手帳所持者数と対人口比の推移

障害者手帳所持者数は平成27年3月末の3,129人から令和2年3月末は3,448人と319人増加していますが、市の総人口に対する障害者手帳交付者の割合は5.4%前後で推移しています。

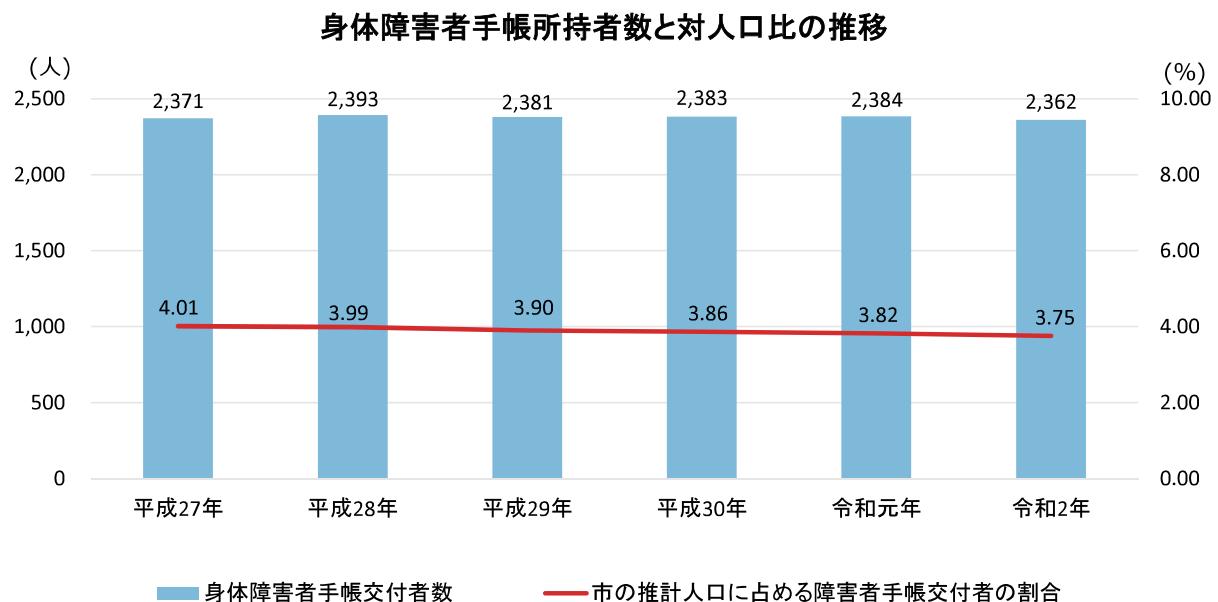


資料/障害者手帳所持者累計（各年3月31日現在）



(3) 身体障害者手帳所持者数と対人口比の推移

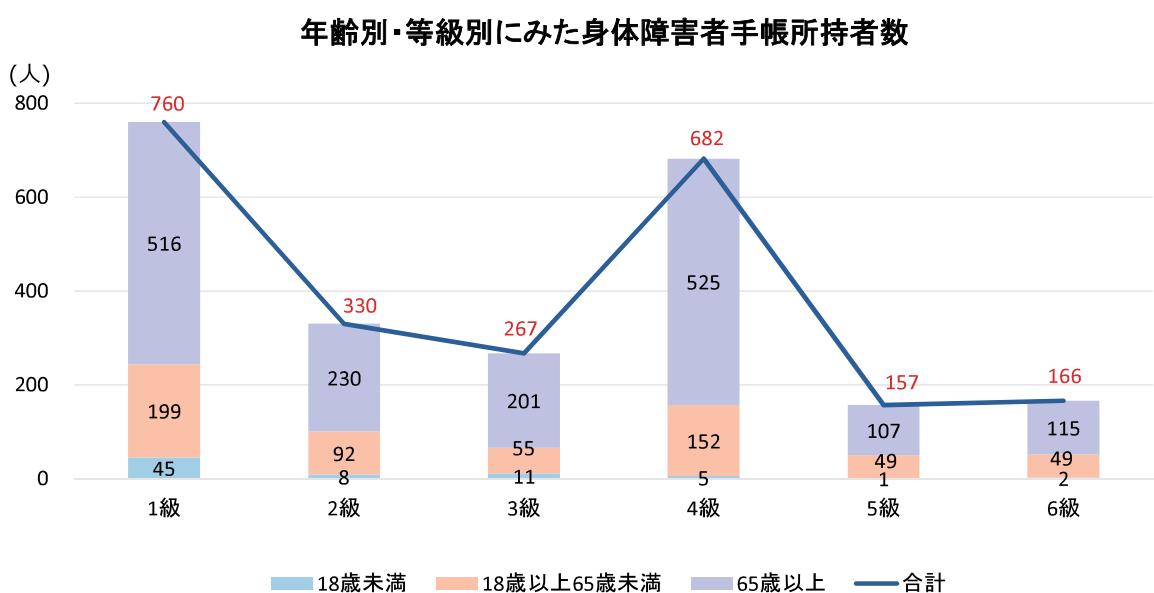
身体障害者手帳所持者数は平成 27 年 3 月末の 2,371 人から令和 2 年 3 月末は 2,362 人と 9 人減少しています。また市の推計人口に対する障害者手帳交付者の割合は低下傾向にあります。



資料/身体障害者数一覧表（各年 3 月 31 日現在）

(4) 年齢別・等級別にみた身体障害者手帳所持者数

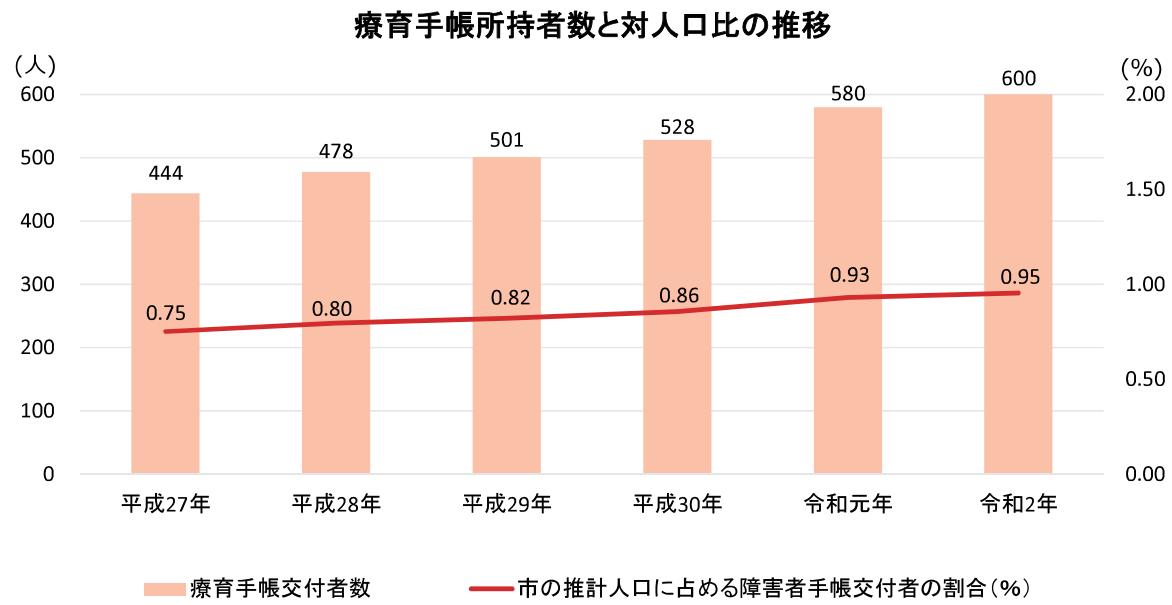
身体障害者手帳所持者数を年齢 3 区分別にみると、各等級で 65 歳以上の高齢者層の割合が高くなっています。等級別では、重度の 1 級は 760 人、中度の 4 級は 682 人で多くなっています。



資料/身体障害者数一覧表（令和 2 年 3 月 31 日現在）

(5) 療育手帳所持者数と対人口比

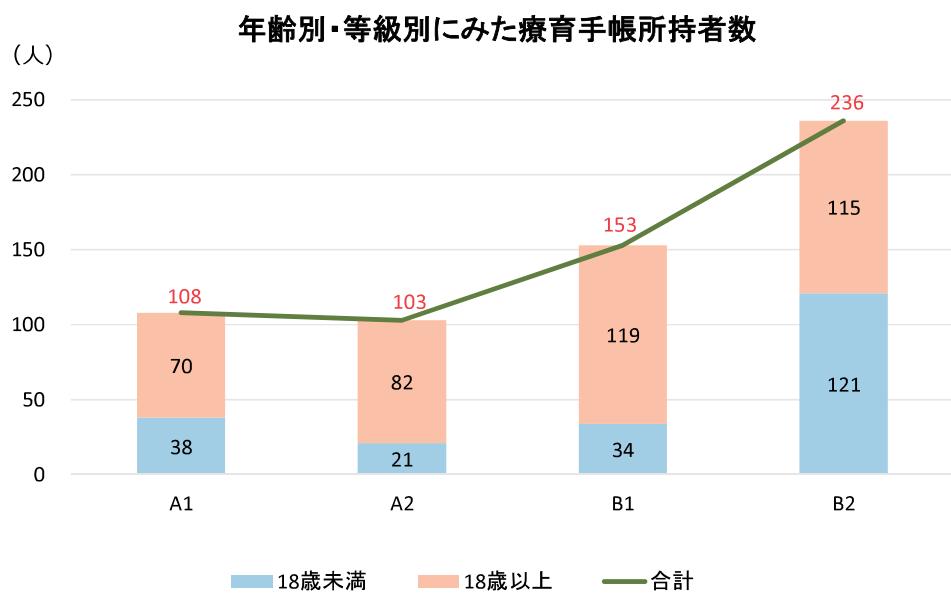
療育手帳所持者数は平成 27 年 3 月末の 444 人から令和 2 年 3 月末は 600 人と 156 人増加しており、市の総人口に対する障害者手帳交付者の割合も上昇傾向にあります。



資料/療育手帳交付台帳登載数集計（各年 3 月 31 日現在）

(6) 年齢別・判定別にみた療育手帳所持者数

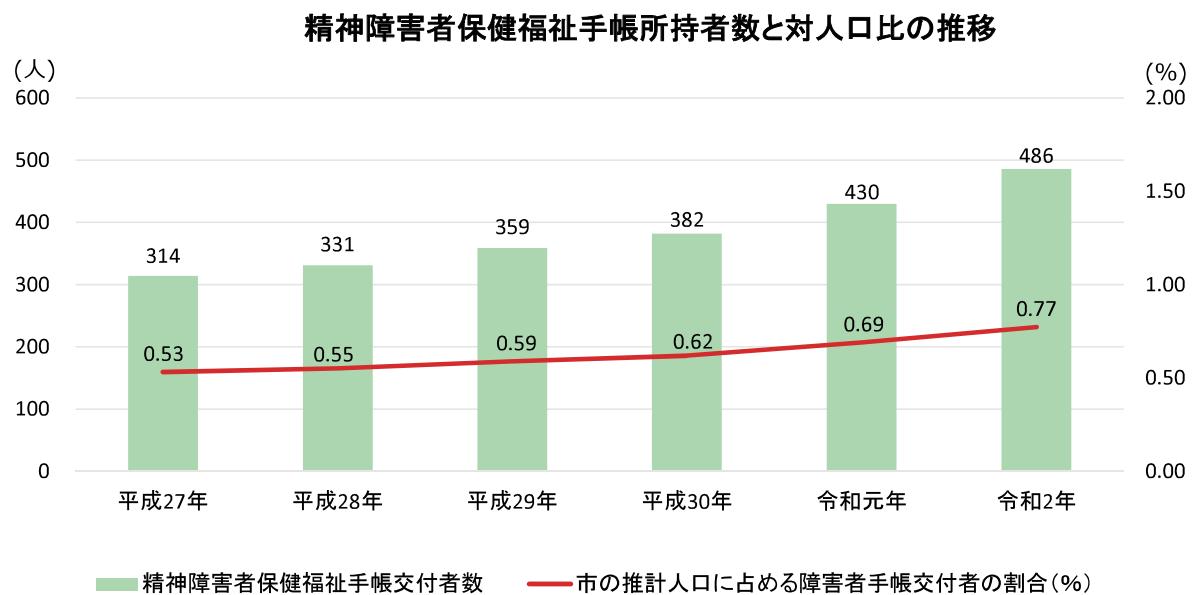
療育手帳所持者数を年齢別にみると、B2 を除く層では 18 歳以上の割合が高くなっています。B2 は 18 歳未満が 121 人と半数を上回っています。判定別の所持者数は B2 の 236 人が最も多く、これに B1 の 153 人が続いており、判定が軽度の所持者数が多くなっています。



資料/療育手帳対象者名簿（令和 2 年 3 月 31 日現在）

(7) 精神障害者保健福祉手帳所持者数と対人口比

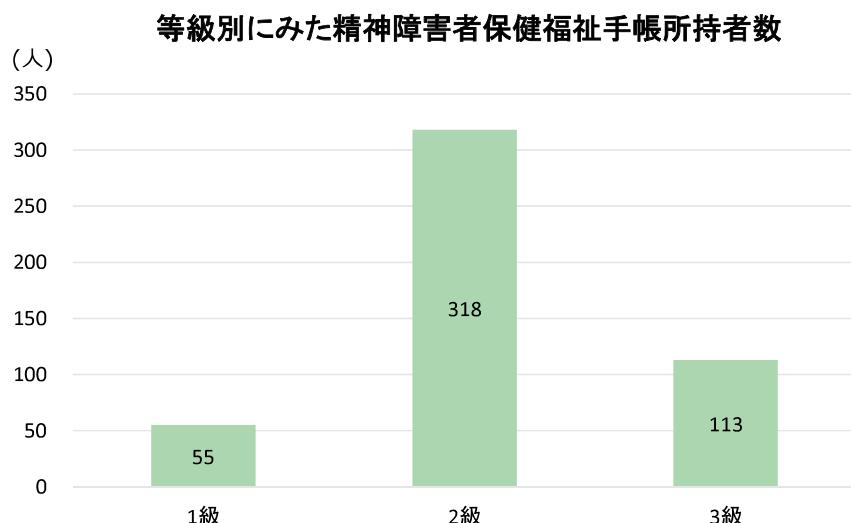
精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成27年3月末の314人から令和2年3月末は486人と172人増加しており、市の総人口に対する障害者手帳交付者の割合も上昇傾向にあります。



資料/精神障害者保健福祉手帳登録者名簿（各年3月31日現在）

(8) 等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数

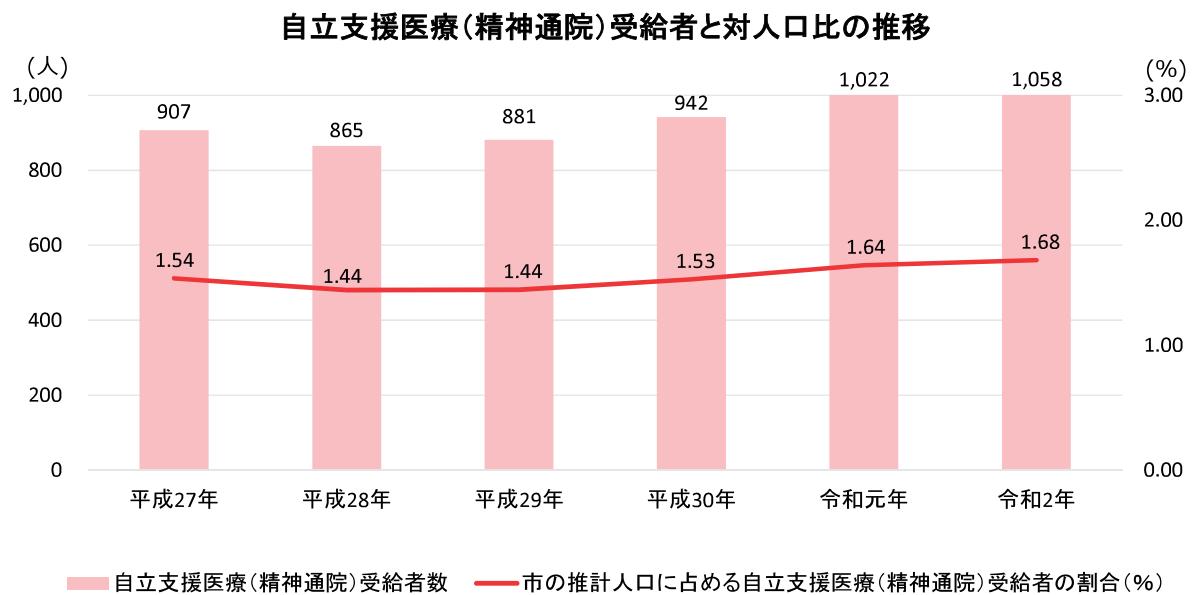
精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級の318人が最も多く、全体の65.4%を占めています。



資料/精神障害者保健福祉手帳登録者名簿（令和2年3月31日現在）

(9) 自立支援医療（精神通院）受給者と対人口比

自立支援医療（精神通院）受給者数は平成27年3月末の907人から、令和2年3月末は1,058人と151人増加しており、市の総人口に対する割合も上昇傾向にあります。



資料/熊本県精神保健福祉センター（各年3月31日現在）

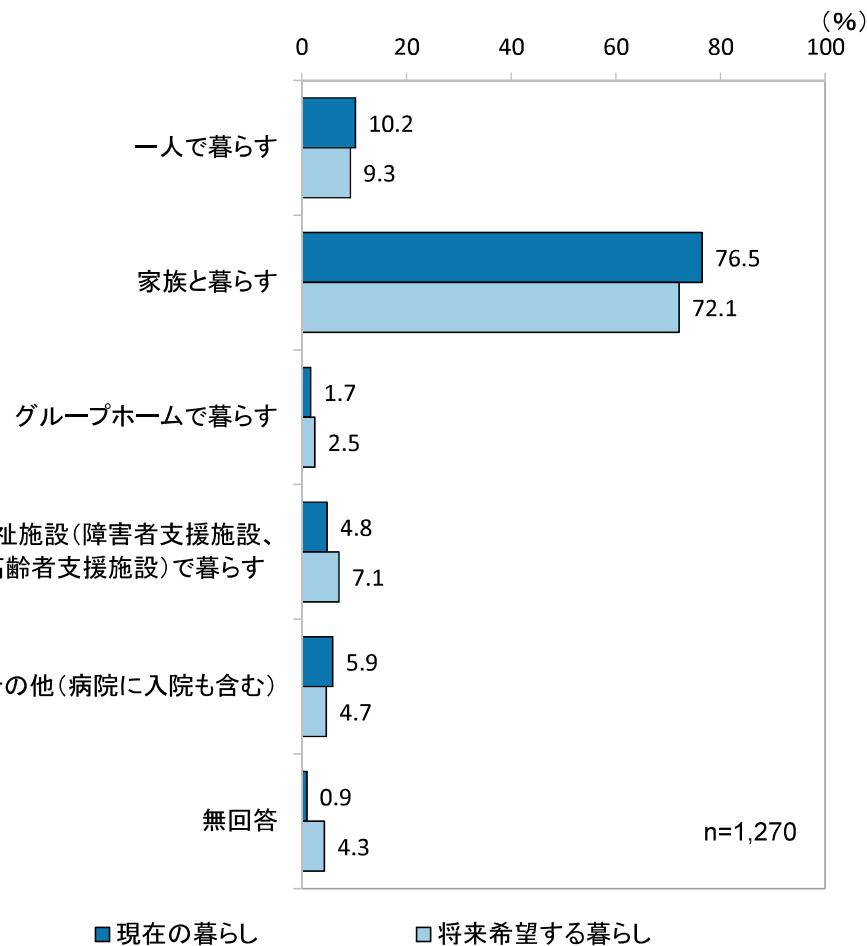


2. アンケート調査結果

(1) 現在の暮らしと今後希望する暮らし

「家族と暮らしている」が 76.5% と最も高く、次いで「一人で暮らしている」の 10.2%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」の 4.8% の順となっています。

また、今後希望する暮らしについても、「家族と一緒に生活したい」が 72.1% と最も高く、次いで「一般住宅で一人暮らしをしたい」の 9.3%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」の 7.1% の順となっています。

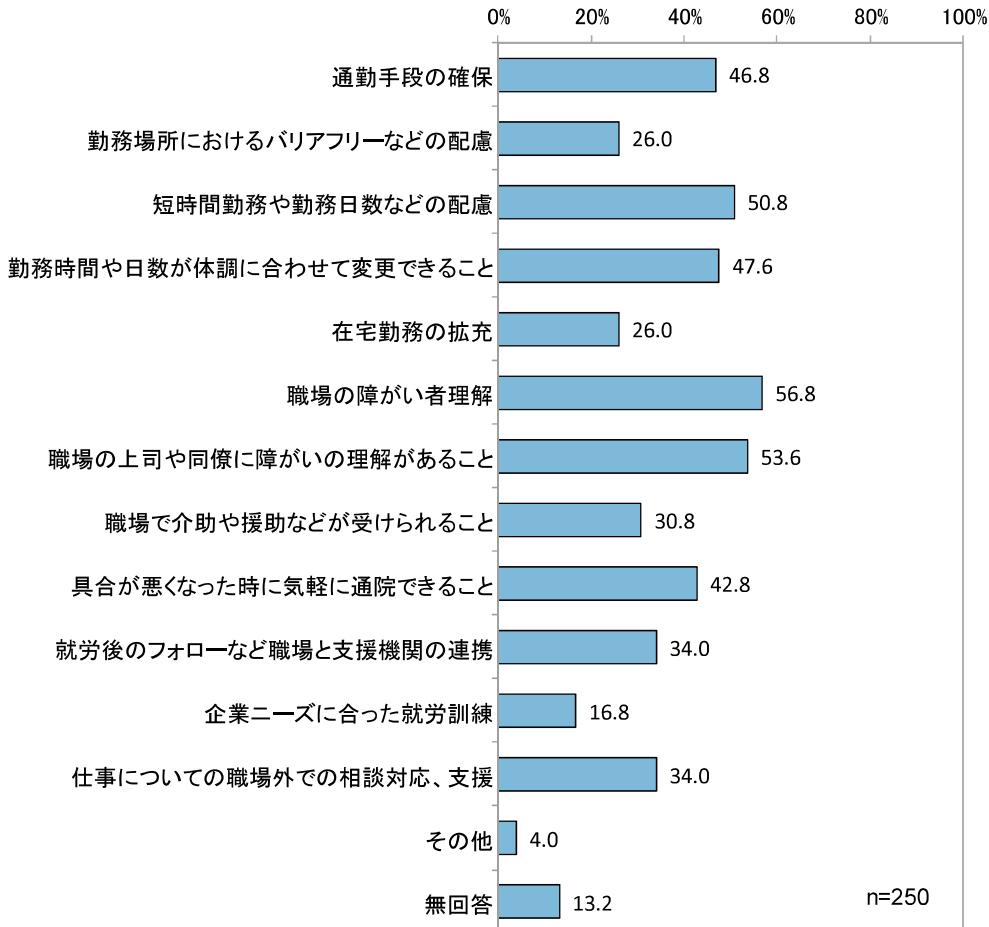


今後、こういった方々を地域で受け入れていくために、以下の環境を実現するための施策や取組（複数回答）が求められています。

- ・「経済的な負担の軽減」(43.9%)
- ・「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(31.7%)
- ・「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」(27.9%)
- ・「相談対応などの充実」(27.2%)
- ・「障がい者に適した住居の確保」(19.1%)

(2) 必要な障がい者の就労支援

「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」人以外が、障がい者の就労支援として必要と思うものは「職場の障がい者理解」が 56.8%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の 53.6%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」の 50.8%の順となっています。



障がい別にみた上位の項目は、以下のとおりです。

■身体障害者手帳所持者

- 「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(52.4%)
- 「職場の障がい者理解」(51.6%)
- 「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(49.2%)

■療育手帳所持者

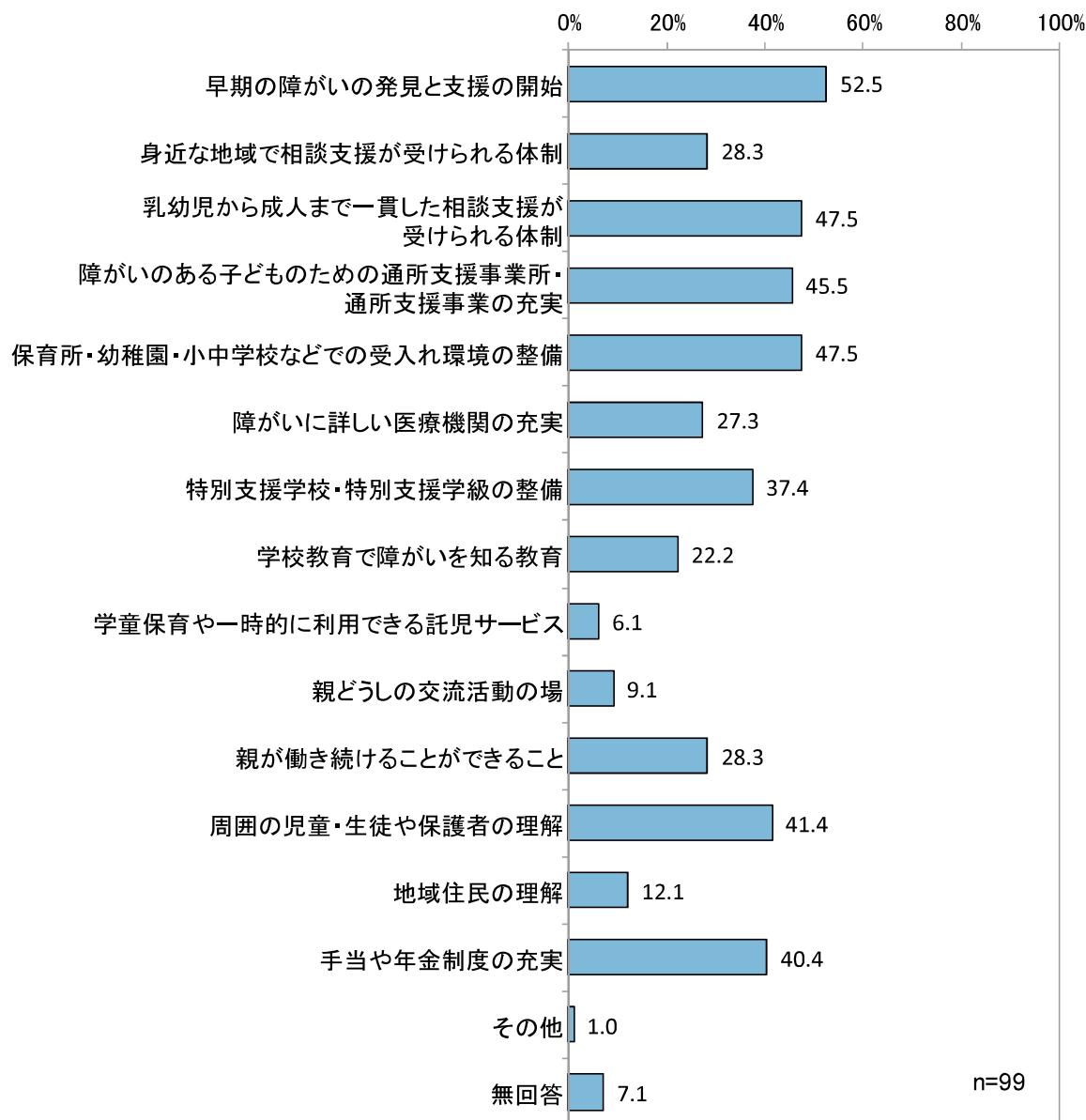
- 「通勤手段の確保」(61.0%)
- 「職場の障がい者理解」(55.8%)
- 「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(49.4%)

■精神障害者保健福祉手帳所持者

- 「職場の障がい者理解」(65.1%)
- 「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(61.6%)
- 「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」(60.5%)

(3) 障がい児が暮らしやすくなるために必要な支援

現在、幼稚園・保育所・障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）や学校などに通っている方、障がいのあるお子様（18歳未満）がいらっしゃる保護者の方が、障がい児が暮らしやすくなるために必要だと思う支援は、「早期の障がいの発見と支援の開始」が52.5%と最も高く、次いで「乳幼児から成人まで一貫した相談支援が受けられる体制」「保育所・幼稚園・小中学校などの受入れ環境の整備」の47.5%、「障がいのある子どものための通所支援事業所・通所支援事業の充実」の45.5%の順となっています。



障がい別にみた上位の項目は、以下のとおりです。

■ 身体障害者手帳所持者

- 「障がいのある子どものための通所支援事業所・通所支援事業の充実」(56.3%)
- 「保育所・幼稚園・小中学校などでの受け入れ環境の整備」(43.8%)
- 「特別支援学校・特別支援学級の整備」(40.6%)

■ 療育手帳所持者

- 「乳幼児から成人まで一貫した相談支援が受けられる体制」(53.7%)
- 「障がいのある子どものための通所支援事業所・通所支援事業の充実」(50.0%)
- 「保育所・幼稚園・小中学校などでの受け入れ環境の整備」(47.6%)

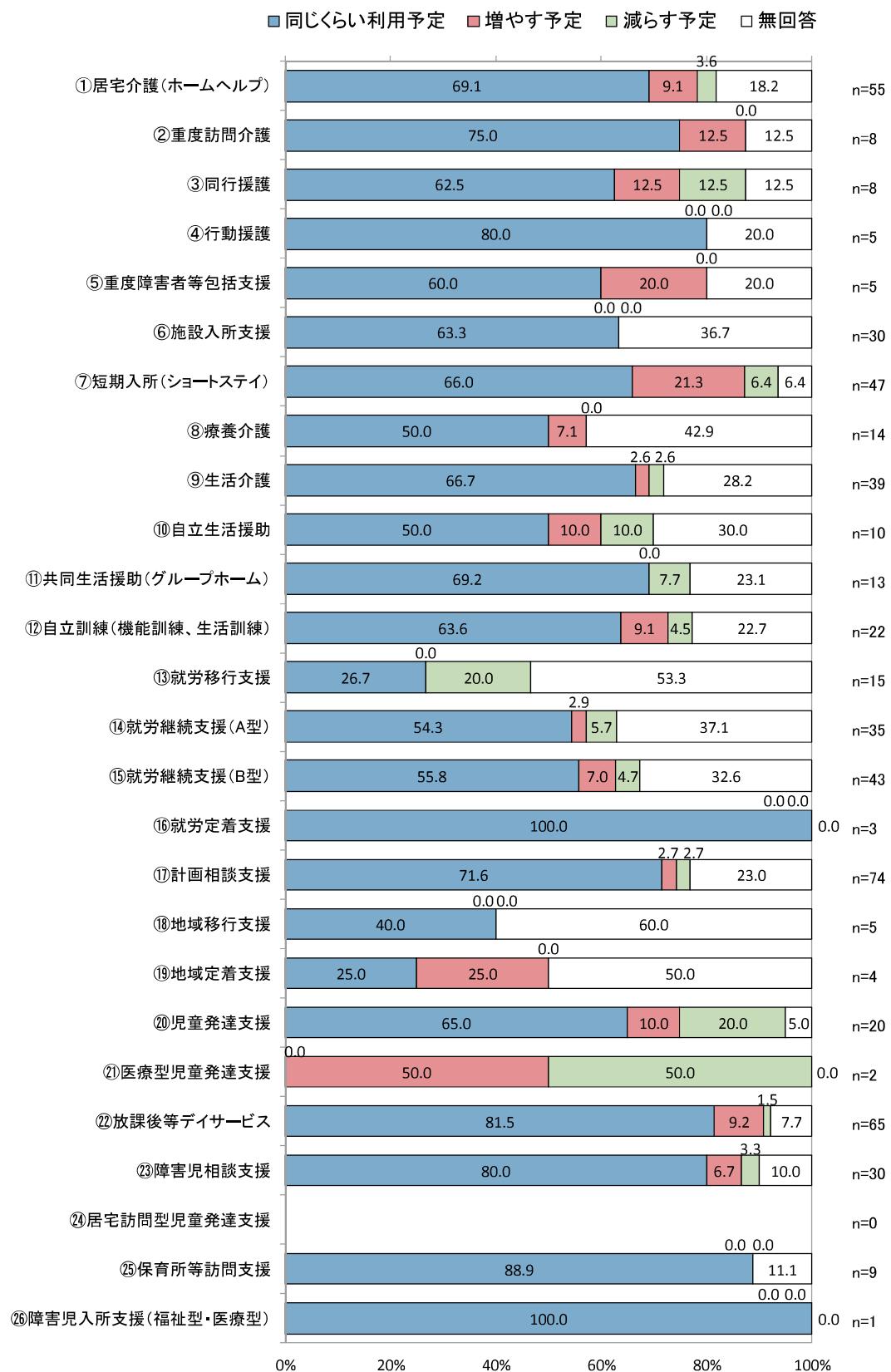
■ 精神障害者保健福祉手帳所持者

- 「早期の障がいの発見と支援の開始」(57.1%)
- 「保育所・幼稚園・小中学校などでの受け入れ環境の整備」(57.1%)
- 「特別支援学校・特別支援学級の整備」(57.1%)



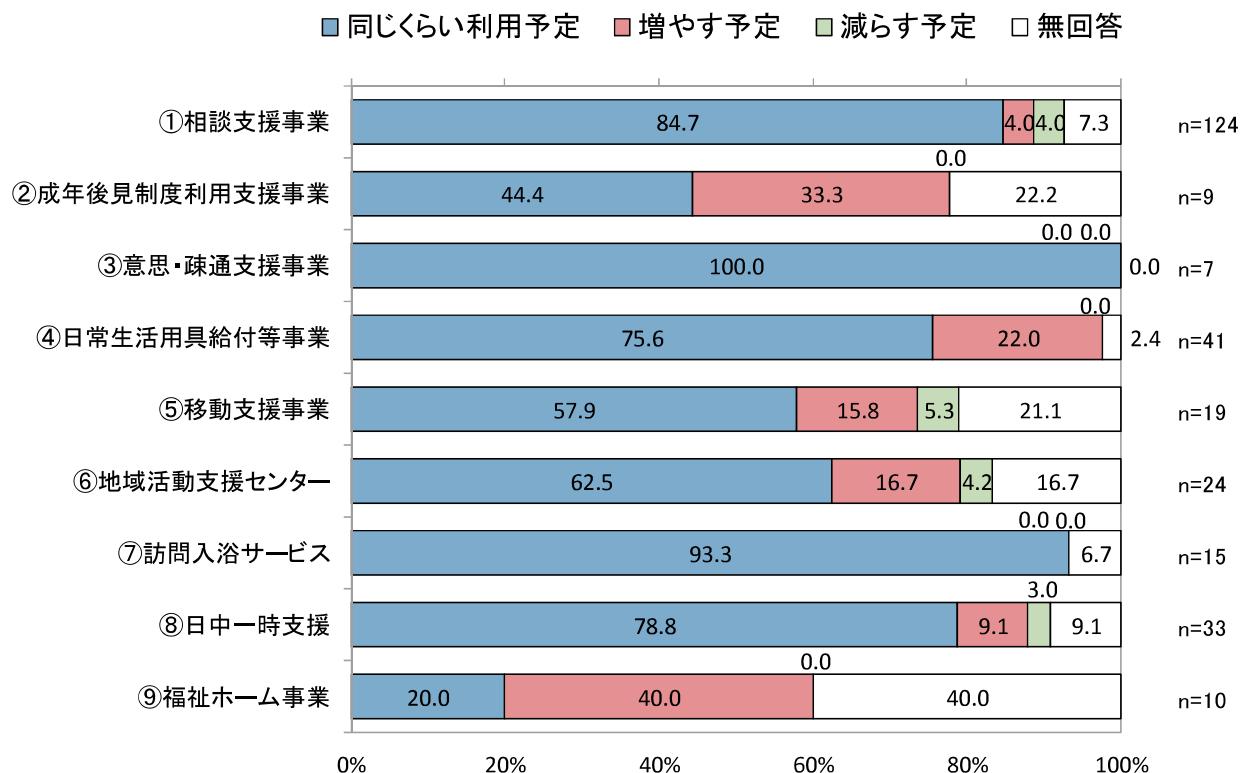
(4) 今後3年以内に利用したい障害福祉サービス

今後3年以内の障害福祉サービスの利用予定について、8割を超える利用予定があるものは、「就労定着支援」(100.0%)、「障害児入所支援（福祉型・医療型）」(100.0%)、「放課後等デイサービス」(90.7%)、「保育所等訪問支援」(88.9%)、「重度訪問介護」(87.5%)、「障害児相談支援」(86.7%)、「行動援護」(80.0%)となっています。



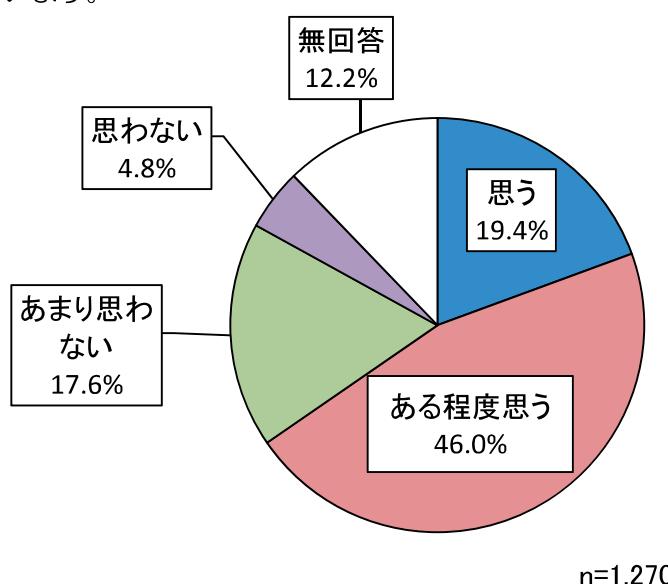
(5) 今後3年以内に利用したい地域生活支援事業

今後3年以内の地域生活支援事業の利用予定について、8割を超える利用予定があるものは、「意志・疎通支援事業」(100.0%)、「日常生活用具給付等事業」(97.6%)、「訪問入浴サービス」(93.3%)、「日中一時支援」(87.9%)、「相談支援事業」(88.7%)となっています。



(6) 合志市の暮らしやすさ

「ある程度思う」が46.0%と最も高く、次いで「思う」の19.4%、「あまり思わない」の17.6%の順となっています。



障がいがある人にとって暮らしやすいまちにするために、以下の施策や取組（複数回答）が求められています。

- ・「年金や手当などの充実」(47.6%)
- ・「通院・治療のための医療費の助成」(30.9%)
- ・「障がいのある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」(26.8%)
- ・「就労支援の充実（働くための訓練、職業紹介や就労後の指導や支援など）」(21.5%)
- ・「緊急時や災害時の支援体制の充実」(20.9%)

障がい別にみた上位の項目は、以下のとおりです。

■身体障害者手帳所持者

- 「年金や手当などの充実」(45.1%)
- 「通院・治療のための医療費の助成」(32.4%)
- 「障がいのある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」(23.9%)

■療育手帳所持者

- 「年金や手当などの充実」(51.8%)
- 「就労支援の充実（働くための訓練、職業紹介や就労後の指導や支援）」(42.2%)
- 「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」(33.0%)

■精神障害者保健福祉手帳所持者

- 「年金や手当などの充実」(57.2%)
- 「就労支援の充実（働くための訓練、職業紹介や就労後の指導や支援）」(35.6%)
- 「通院・治療のための医療費の助成」(35.6%)

3. 事業所アンケート調査結果

障がいに関する事業所等に対し本市の障がい施策に対する課題や解決策を把握するためにアンケート調査を行いました。その結果を以下のようにまとめました。

- 不足しているサービスとして、グループホーム、生活介護、相談支援事業、放課後等デイサービス等があげられています。特に親亡き後を見据えたグループホームのニーズや放課後デイサービスについての意見が多くあげられています。
- 人材に関しては多くの事業所で「人材不足」についてあげられています。人材については専門資格等のスキルを持っている人をどのように集めていくか、または育てていくかが課題となっていると考えられます。
- 移動手段についてはレターバスに関する意見が多くあがっており、利便性の向上が課題であると考えられます。
- 重い障がいや医療的ケア児が増加傾向にあり、それに伴い各施設等で対応できる環境づくりが求められています。
- 就労に関しては雇用先の不足の問題があり、一般企業、A型、B型等の施設の誘致が必要及び定員の増加が必要という意見があがっています。
- コロナウィルス感染症については、スキルアップのための研修やサービスの自粛等の意見があがっています。
- これらに関するご意見に対して今後必要な取り組みとして、各種サービスの不足に関する改善、環境整備、行政との連携強化、協議会の設置等を取り組んでいく必要があるとの意見があがっています。



第3章 令和5年度の成果目標及び活動指標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標及び活動指標を設定します。目標及び指標の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者を基準として、令和5年度末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

(1) 福祉施設から地域生活への移行者数

令和元年度末時点の施設入所者数72人(基準値)に対し、令和5年度末までに5人(6.9%)を地域へ移行します。

成果目標	基準値 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)	移行者数	国の 基本指針
	72人	67人	5人(6.9%)	6%以上

(2) 施設入所者の減少

令和元年度末時点の入所者数72人(基準値)に対し、令和5年度末までに施設入所者数を70人にするため、2人の施設入所者(2.8%)を減少します。

成果目標	基準値 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)	移行者数	国の 基本指針
	72人	70人	2人(2.8%)	1.6%以上



2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、保健、医療、福祉、介護、担当者、家族等の関係者ごとの参加者人数、保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数の見込を設定します。また、精神障がい者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するための数値も設定します。

(1) 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場を年間2回開催します。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2回	2回	2回

(2) 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数

精神障がい者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の協議の場への参加者数を年間10人とします。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	10人	10人	10人

(3) 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を年間1回とします。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1回	1回	1回

(4) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数

現在、サービスを利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	1人/月	1人/月	1人/月
地域定着支援	1人/月	1人/月	1人/月
共同生活援助	6人/月	7人/月	7人/月
自立生活援助	1人/月	1人/月	1人/月

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、地域生活拠点等の機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を年間1回実施します。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置力所数 (市単独で設置)		1力所	
検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回



4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率にかかる目標値等も設定します。

(1) 福祉施設からの一般就労移行者数

令和元年度末時点の一般就労移行者数8人に対し、令和5年度末までに11人を福祉施設から一般就労へ移行します。内訳としては就労移行支援が6人、就労継続支援A型が4人、就労継続支援B型が1人とします。

成果目標	基準値 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)	国の 基本指針
	8人	11人 (1.38倍)	1.27倍以上



成果目標	目標値 (令和5年度末)	国の 基本指針
就労移行支援	6人	1.30倍以上
就労継続支援 A型	4人	1.26倍以上
就労継続支援 B型	1人	1.23倍以上

(2) 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する利用者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することが基本とします。そのため就労定着支援事業の利用者を8人とします。

成果目標	基準値 (令和5年度末)	目標値 (令和5年度末)	国の 基本指針
就労定着支援事業の 利用者	11人	8人 (72.7%)	70.0%

(3) 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

国的基本指針では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることとされていますが、本市には事業所がないため目標値は設定しません。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等を推進するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ったうえで切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築することが重要です。それに伴い施設数等の目標値を設定します。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを1カ所設置することを目標とします。(菊池圏域で設置済)

保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とします。すでに本市では保育所等訪問支援を提供する事業所が1カ所あり、現状を維持します。

成果目標		現状	目標値 (令和5年度末)	
		児童発達支援センターの設置	1カ所	市単独で設置
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1カ所	1カ所	市単独で設置 (現状維持)

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。すでに本市では重症心身障がい児へのサービスを提供する事業所が3カ所あり、現状を維持します。

成果目標		現状	目標値 (令和5年度末)	
		主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	3カ所	3カ所
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3カ所	3カ所	市単独で設置 (現状維持)



(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを設置します。菊池圏域においては、自立支援協議会が組織され、事例が発生したとき等に検討会議を行うようにしています。

成果目標	目標値 (令和5年度末)	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	市単独で設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	8人	市単独で設置

6. 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を行います。

活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	7件	7件	7件	7件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	7件	7件	7件	7件
地域の相談機関との連携強化の取組	2回	2回	2回	2回



7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や、都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	6人	6人	6人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
(共有する体制が有の場合) それに基づく実施回数	1回	1回	1回

8. 発達障がい者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数の見込みを設定します。

(1) *ペアレントトレーニングや*ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

本市における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数を年間51人とします。

*ペアレントプログラム：子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つの目標に向けて取り組みます。

*ペアレントトレーニング：保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。地域においては、発達障がい児の支援機関等で実施されることが多いです。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数	51人	51人	51人

(2) *ペアレントメンターの人数

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況や発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの配置人数を年間 2 人とします。

*ペアレントメンター：メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育て同じ悩みを抱える保護者等に対してグループ相談や子どもの特性等を伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしています。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整等を行います。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントメンターの人数	2人	2人	2人

(3) ピアサポート活動への参加人数

現状のピアサポートの活動状況や発達障がい者等の数を勘案し、ピアサポート活動への参加人数を年間 46 人とします。

*ピアサポート：ピアサポートとは、同じような共通項と対等性をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す言葉です。障がい領域における「ピアサポート」とは、障がいのある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えることと定義されています。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ピアサポート活動への参加人数	46人	46人	46人



第4章 障害福祉サービスの必要量見込み

障害福祉サービスの必要見込みに際しては、国の基本指針に即し、本市における過去の利用実績からの伸び、アンケート調査等により見込量を算出することとしています。なお、令和2年度の実績については新型コロナウイルスの影響により利用が落ちているサービスがあるため、利用実績の算出から除外しています。

1. 訪問系サービスの見込量

○サービスの概要

サービスの名称	内容
居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護、家事における支援等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行います。

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第6期計画の見込量における推計方法

居宅介護、重度訪問介護、同行援護については過大に見込まれるため、利用人数・利用量ともに平成30年度～令和元年度の増加率平均で見込む。

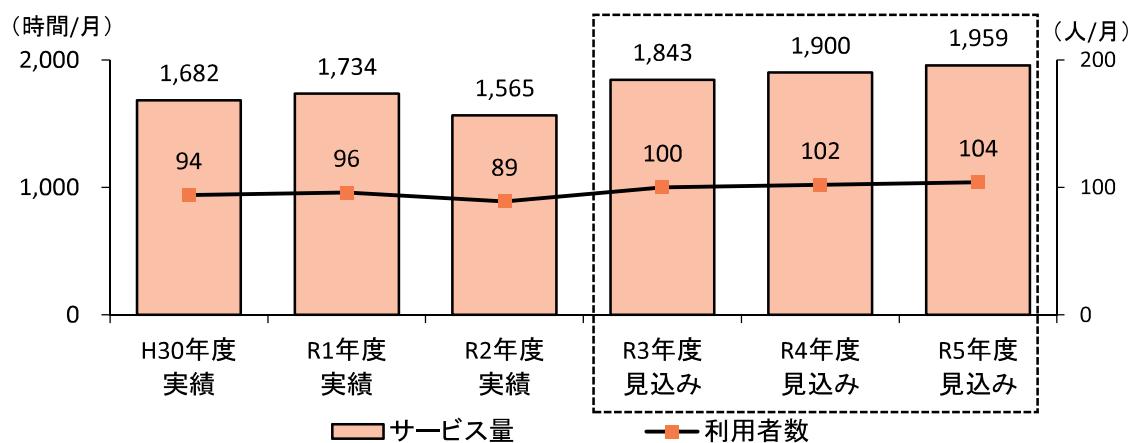
重度障害者包括支援については今後も利用はないものと見込む。

<居宅介護>

■ 「居宅介護」の実績と見込み

	単位	実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	94	96	89	100	102	104
サービス量	時間/月	1,682	1,734	1,565	1,843	1,900	1,959

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績

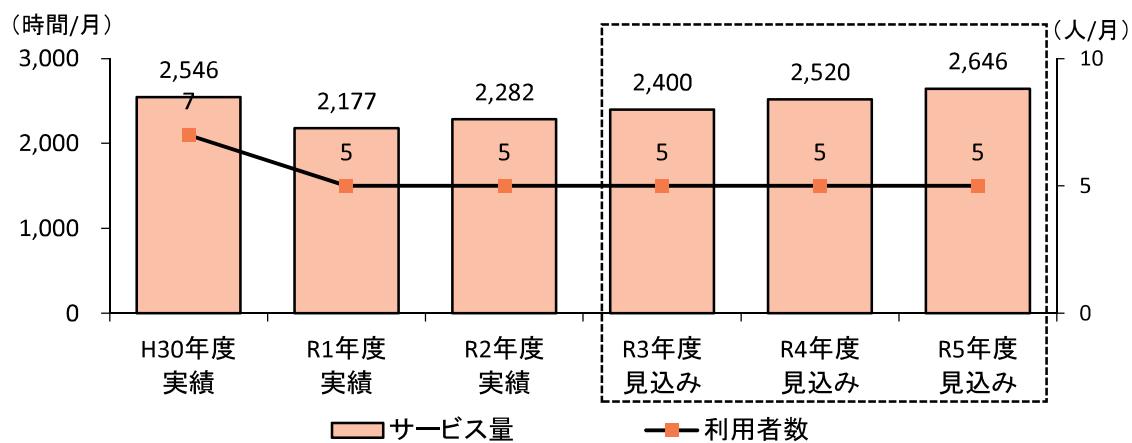


<重度訪問介護>

■ 「重度訪問介護」の実績と見込み

	単位	実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	7	5	5	5	5	5
サービス量	時間/月	2,546	2,177	2,282	2,400	2,520	2,646

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績

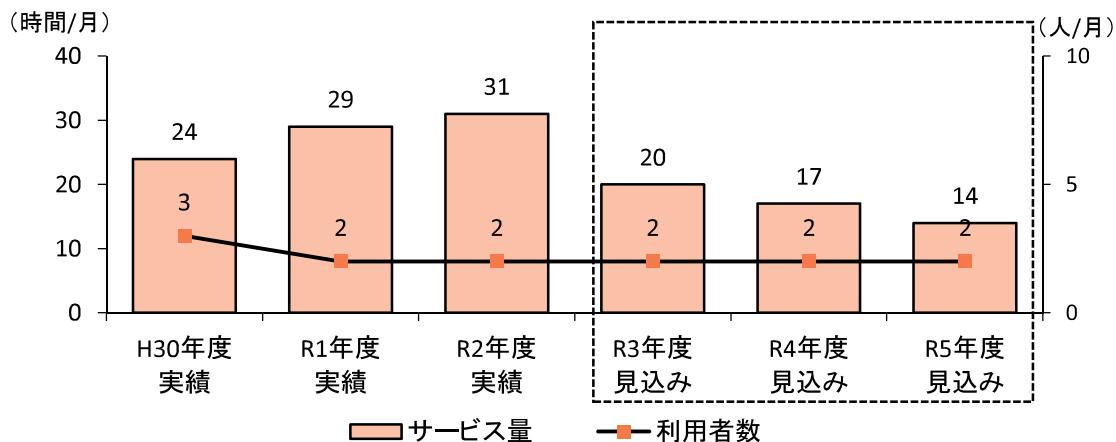


<同行援護>

■ 「同行援護」の実績と見込み

	単位	実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	3	2	2	2	2	2
サービス量	時間/月	24	29	31	20	17	14

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績

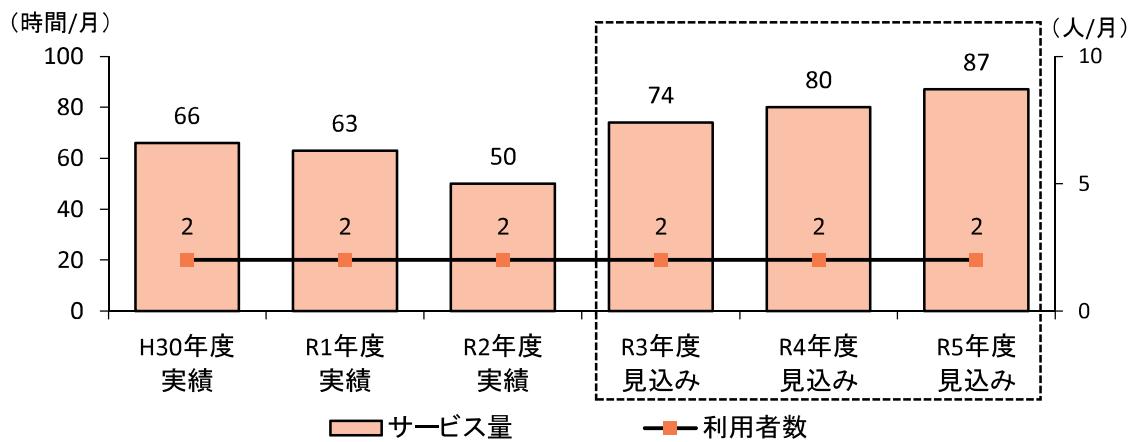


<行動援護>

■ 「行動援護」の実績と見込み

	単位	実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	2	2	2	2	2	2
サービス量	時間/月	66	63	50	74	80	87

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績

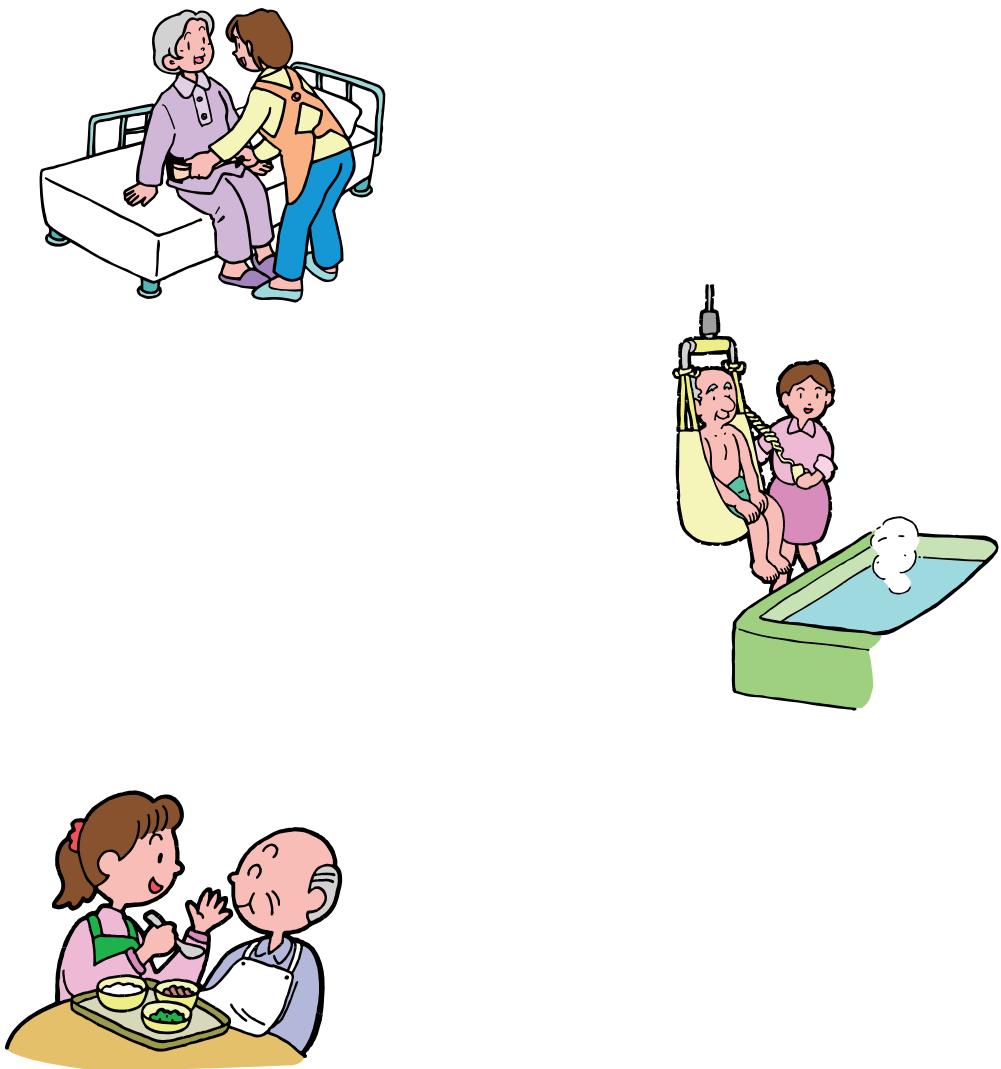


<重度障害者等包括支援>

■ 「重度障害者等包括支援」の実績と見込み

	単位	実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	時間/月	0	0	0	0	0	0

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績



2. 日中活動系サービスの見込量

(1) 生活介護

サービスの概要	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

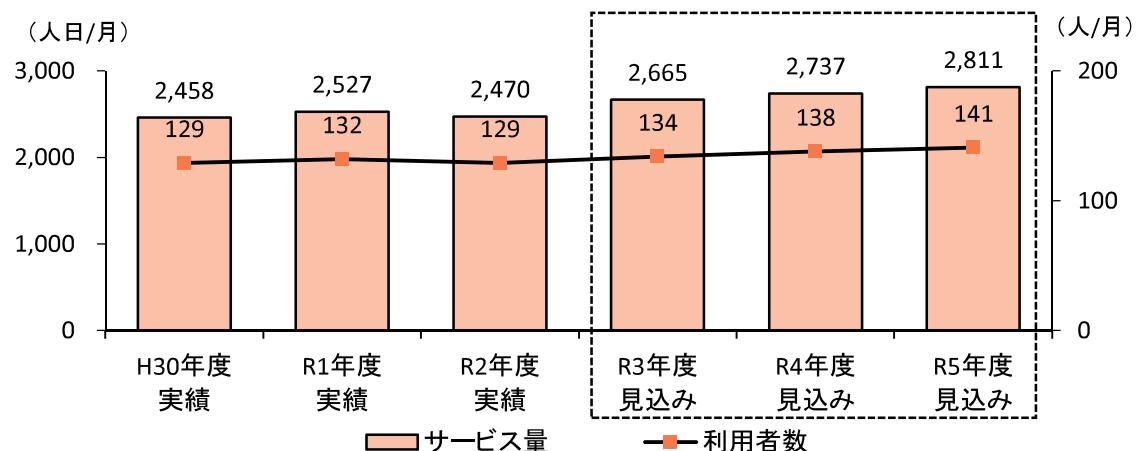
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後、利用者数・利用量ともに微増傾向と想定して見込む。

<生活介護の実績と見込み>

単位	実績	見込量					
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	129	132	129	134	138	141
サービス量	人日/月	2,458	2,527	2,470	2,665	2,737	2,811

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績



(2) 自立訓練（機能訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行います。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

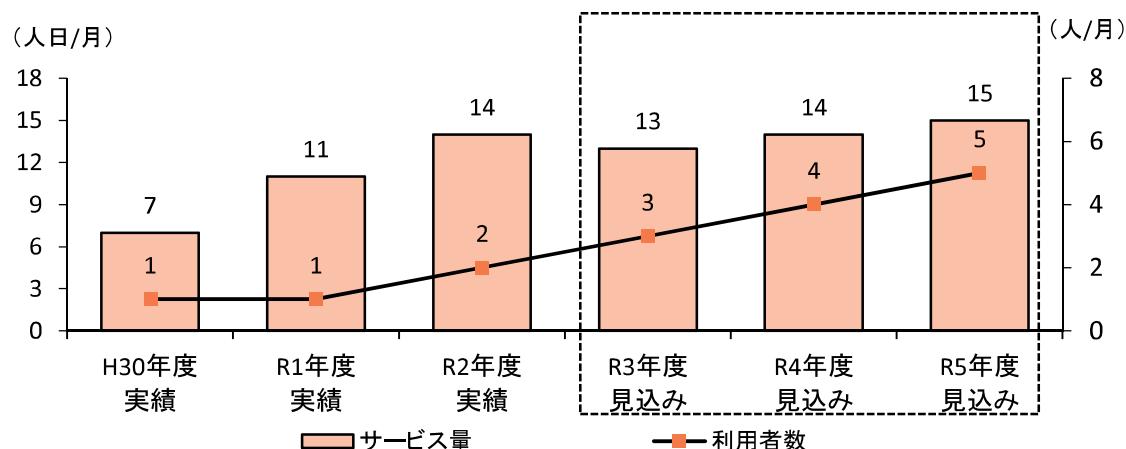
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後、利用者数・利用量ともに微増傾向と想定して見込む。

<自立訓練（機能訓練）の実績と見込み>

単位	2018 (H30)	実績			見込量		
		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
利用者数	人/月	1	1	2	3	4	5
サービス量	人日/月	7	11	14	13	14	15

※2020 (R2) 年度は6月30日時点の実績



(3) 自立訓練（生活訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に 対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力向上するための支援等 を行います。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

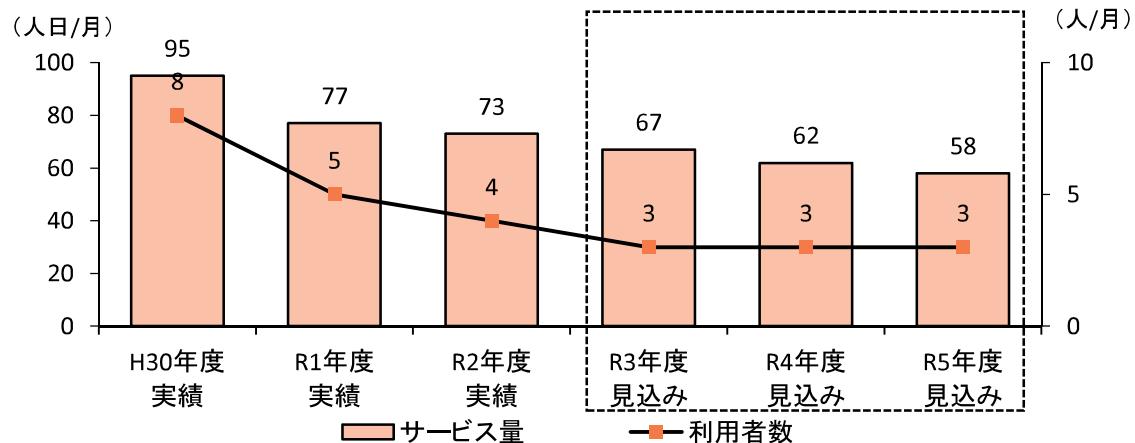
■ 第6期計画の見込量における推計方法

利用人数・利用量ともに平成27年度～令和元年度の増加率平均で見込む。

<自立訓練（生活訓練）の実績と見込み>

単位	2018 (H30)	実績		見込量		
		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	8	5	4	3	3
サービス量	人日/月	95	77	73	67	62

※2020 (R2) 年度は6月30日時点の実績



(4) 就労移行支援

サービスの概要	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

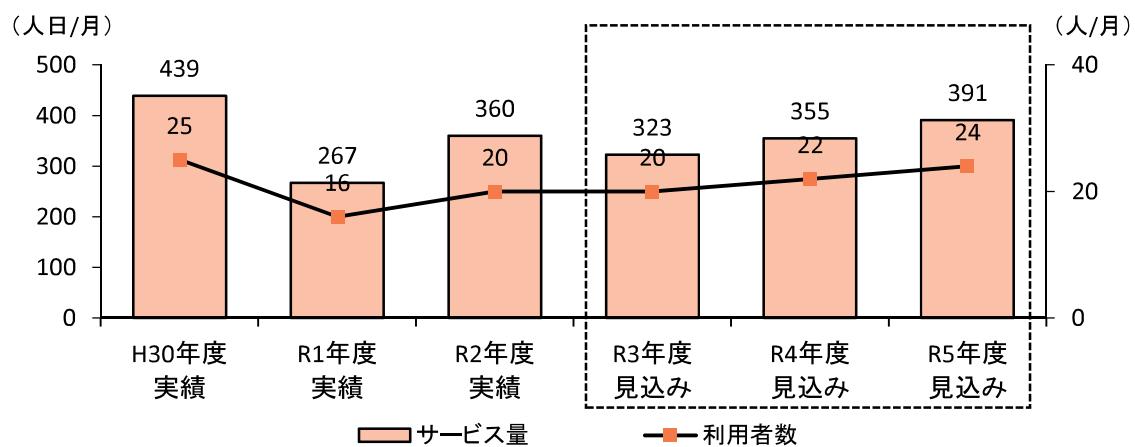
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後、利用者数・利用量ともに微増傾向と想定して見込む。

<就労移行支援の実績と見込み>

単位	2018 (H30) 実績	実績			見込量		
		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
利用者数	人/月	25	16	20	20	22	24
サービス量	人日/月	439	267	360	323	355	391

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績



(5) 就労継続支援（A型）

サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>※A型（雇用型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行います。</p>
---------	--

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

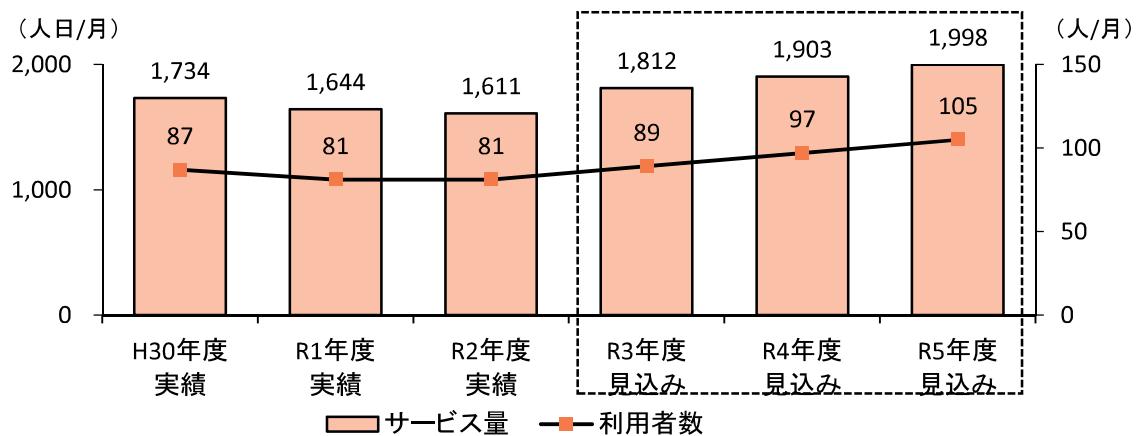
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後、利用者数・利用量ともに微増傾向と想定して見込む。

＜就労継続支援（A型）の実績と見込み＞

単位	2018 (H30) 実績	実績			見込量		
		2019 (R1) 実績	2020 (R2) 実績	2021 (R3) 見込み	2022 (R4) 見込み	2023 (R5) 見込み	
利用者数	人/月	87	81	81	89	97	105
サービス量	人日/月	1,734	1,644	1,611	1,812	1,903	1,998

※2020（R2）年度は6月30日時点の実績



(6) 就労継続支援（B型）

サービスの概要	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。 ※B型（非雇用型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行います（雇用契約は締結しない）。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

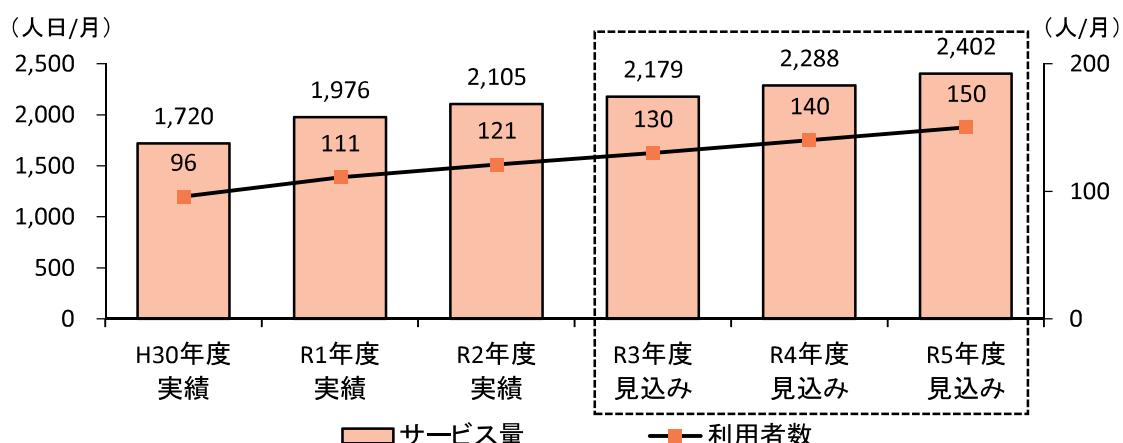
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後、利用者数・利用量ともに微増傾向と想定して見込む。

＜就労継続支援（B型）の実績と見込み＞

	単位	実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	96	111	121	130	140	150
サービス量	人日/月	1,720	1,976	2,105	2,179	2,288	2,402

※2020（R2）年度は6月30日時点の実績



(7) 就労定着支援

サービスの概要	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族等の連絡調整等の支援を行います。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者的一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

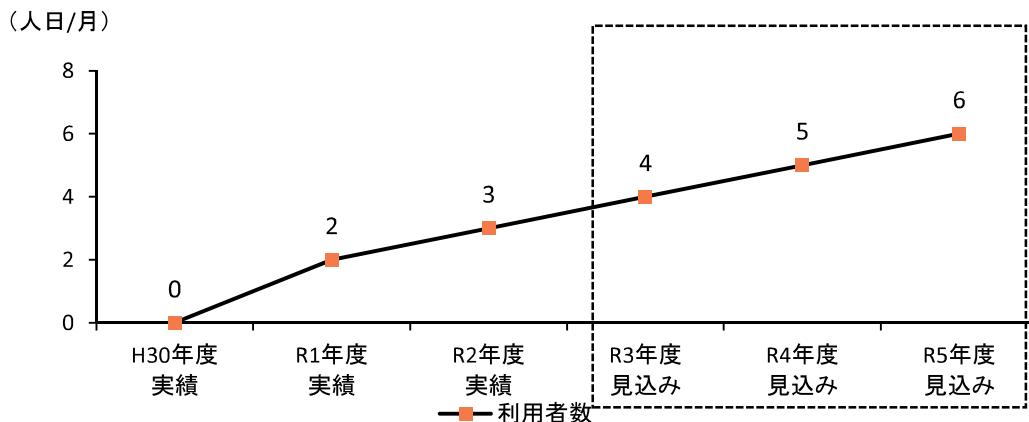
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後、利用者数は微増傾向と想定して人数を見込む。

<就労定着支援の実績と見込み>

	単位	実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	0	2	3	4	5	6

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績



(8) 療養介護

サービスの概要	所定の障害支援区分を有し、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行います。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

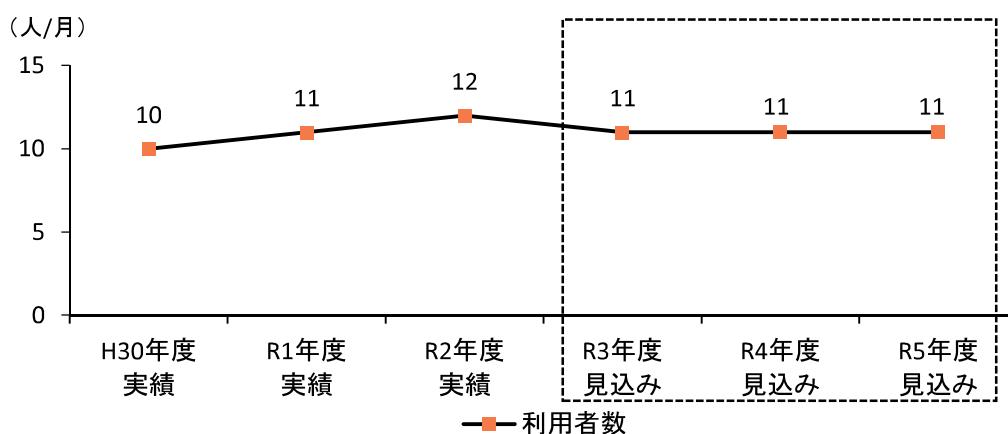
■ 第6期計画の見込量における推計方法

利用者数を直近の令和元年度の実績値で見込む。

<療養介護の実績と見込み>

単位	実績	見込量					
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	10	11	12	11	11	11

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績



(9) - 1 短期入所（ショートステイ）【福祉型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護等を行います。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

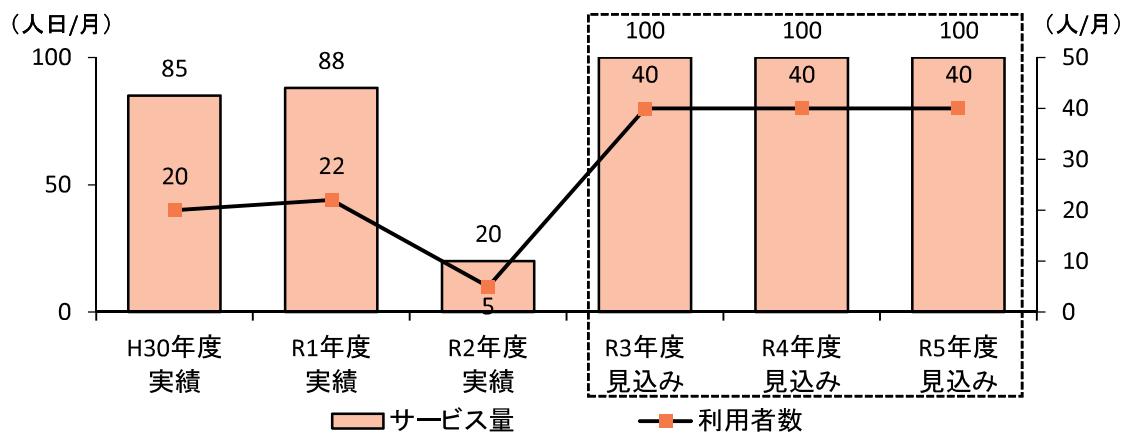
■ 第6期計画の見込量における推計方法

利用ニーズを加味し、利用者数を40人、一人当たり利用量を2.5人日とし見込む。

<短期入所【福祉型】の実績と見込み>

単位	2018 (H30)	実績			見込量		
		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
利用者数	人/月	20	22	5	40	40	40
サービス量	人日/月	85	88	20	100	100	100

※2020 (R2) 年度は6月30日時点の実績



(9) -2 短期入所（ショートステイ）【医療型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な方に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行います。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

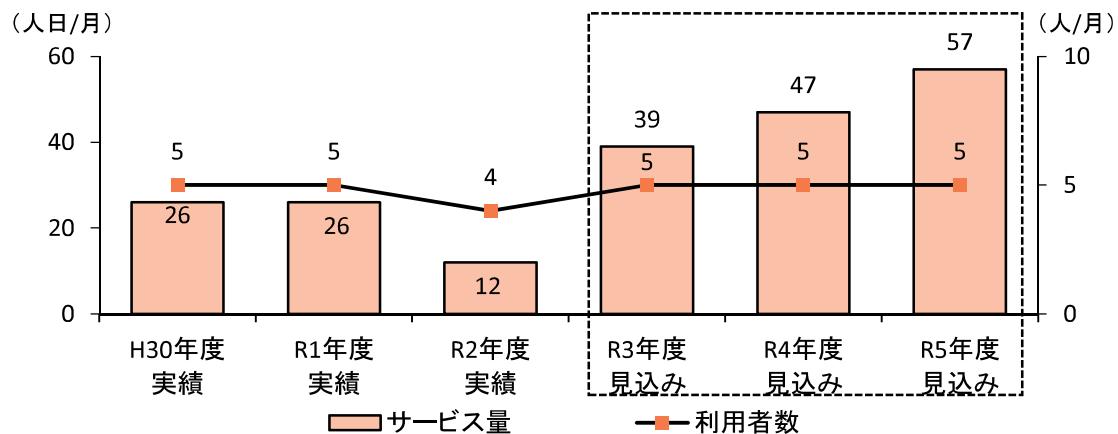
■ 第6期計画の見込量における推計方法

利用人数・利用量ともに平成27～30年度の増加率平均で見込む。

<短期入所【医療型】の実績と見込み>

単位	実績	見込量					
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	5	5	4	5	5	5
サービス量	人日/月	26	26	12	39	47	57

※2020 (R2) 年度は6月30日時点の実績



3. 居住系サービスの見込量

(1) 自立生活援助

サービスの概要	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

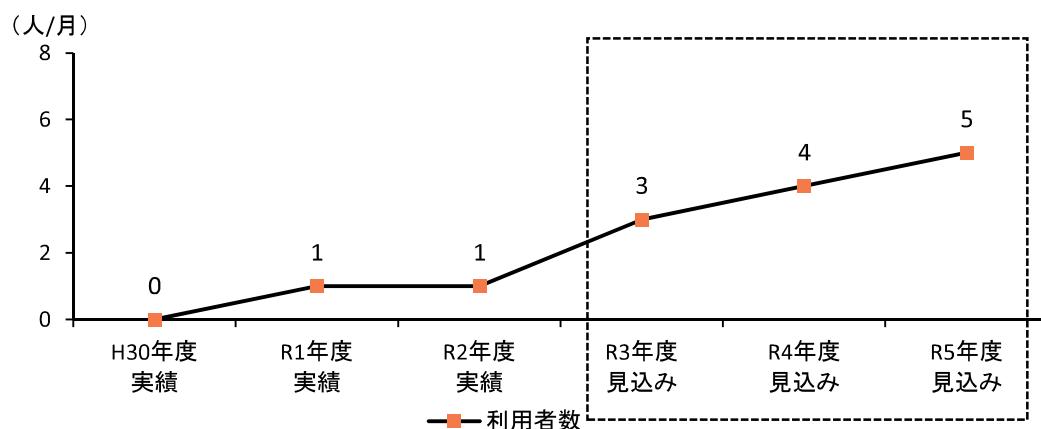
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後、利用者数は微増傾向と想定して人数を見込む。

<自立生活援助の実績と見込み>

単位	実績	見込量					
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	0	1	1	3	4	5

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績



(2) 共同生活援助（グループホーム）

サービスの概要	日中に就労や日中活動系サービスを利用している人に対し、地域の共同生活の場において、相談や入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活の援助を行います。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

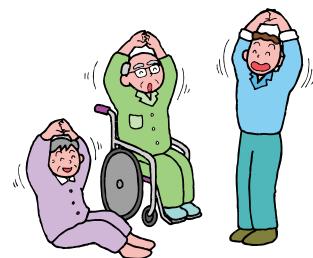
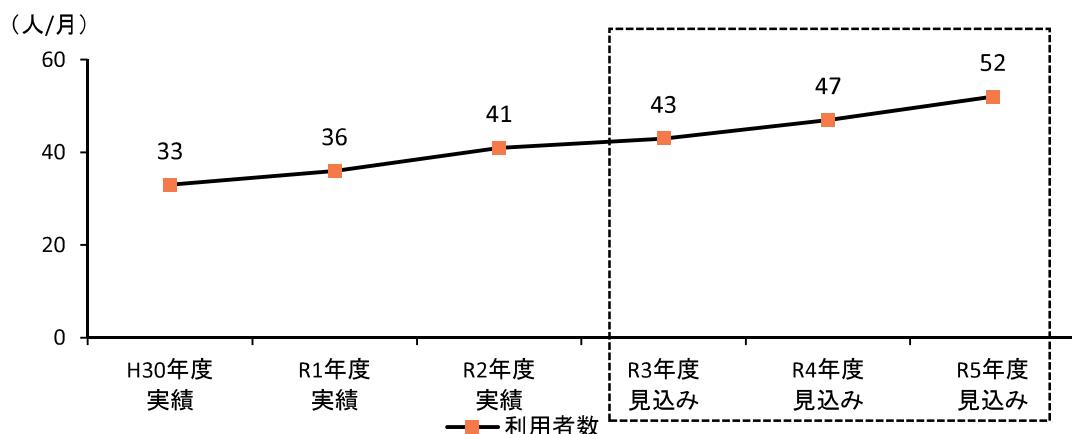
■ 第6期計画の見込量における推計方法

利用人数については平成27～30年度の増加率平均で見込む。

＜共同生活援助の実績と見込み＞

	単位	実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	33	36	41	43	47	52

※2020 (R2) 年度は6月30日時点の実績



(3) 施設入所支援

サービスの概要	施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。
---------	---------------------------------------

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

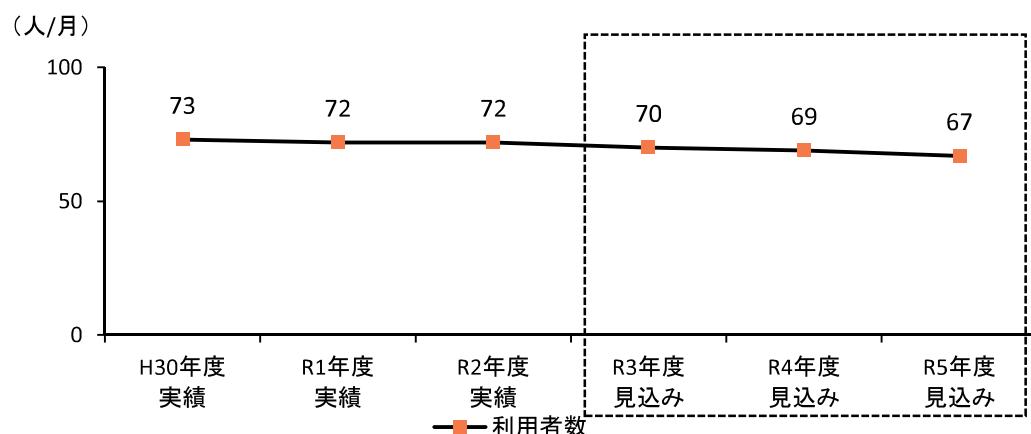
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後、利用人数については減少傾向と想定して見込む。

<施設入所支援の実績と見込み>

単位	2018 (H30)	実績			見込量		
		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
利用者数	人/月	73	72	72	70	69	67

※2020 (R2) 年度は6月30日時点の実績



4. 相談支援の見込量

(1) 計画相談支援

サービスの概要	障害福祉サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画の作成を行います。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

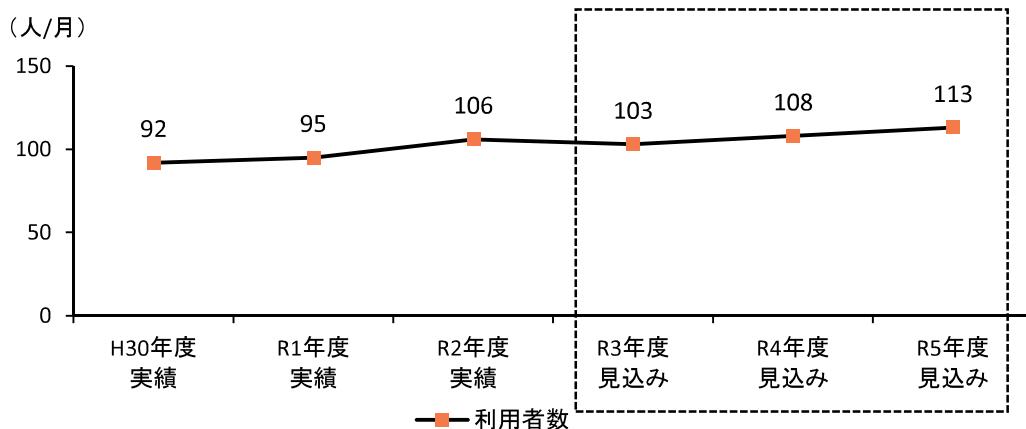
■ 第6期計画の見込量における推計方法

利用人数については平成27～30年度の増加率平均で見込む。

<計画相談支援の実績と見込み>

単位	実績	見込量					
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	92	95	106	103	108	113

※2020 (R2) 年度は6月30日時点の実績



(2) 地域移行支援

サービスの概要	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

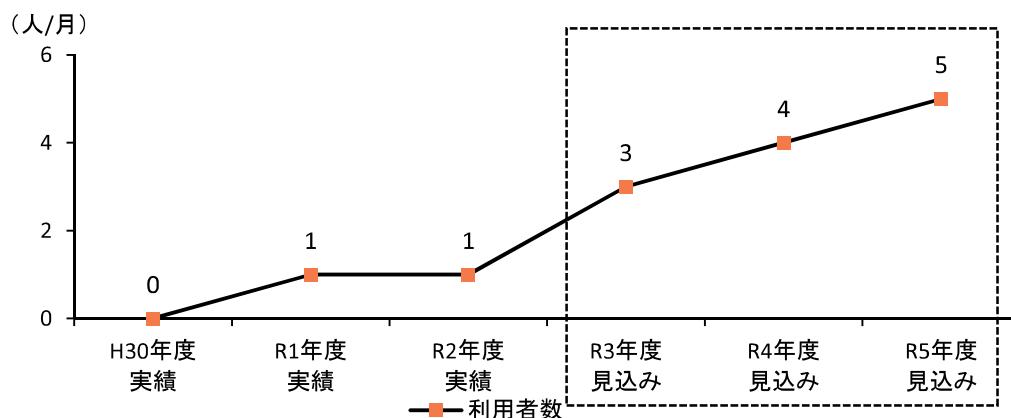
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後、利用者数は微増傾向と想定して人数を見込む。

<地域移行支援の実績と見込み>

単位	実績	見込量					
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	0	1	1	3	4	5

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績



(3) 地域定着支援

サービスの概要	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立等により単身生活に移行した人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

現に利用している者の数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

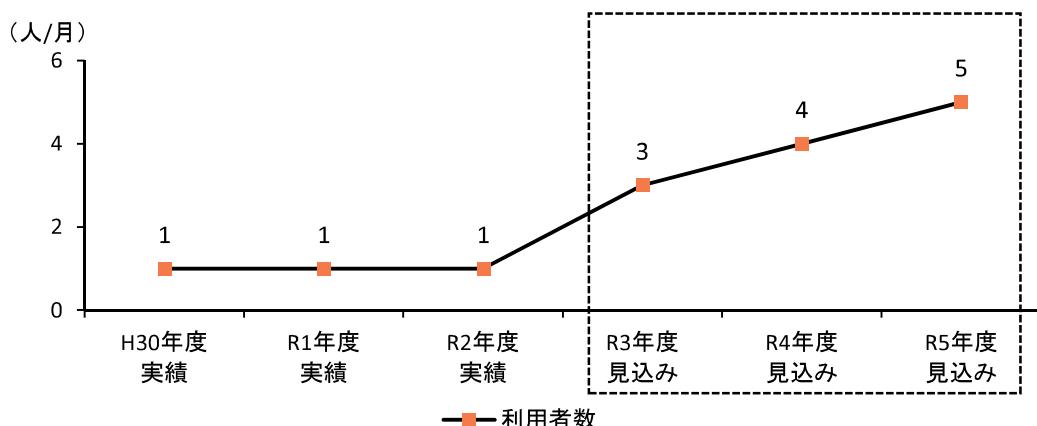
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後、利用者数は微増傾向と想定して人数を見込む。

<地域定着支援の実績と見込み>

単位	実績	見込量					
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	1	1	1	3	4	5

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績



5. 障害児通所支援の見込量

(1) 児童発達支援

サービスの概要	障がい児に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

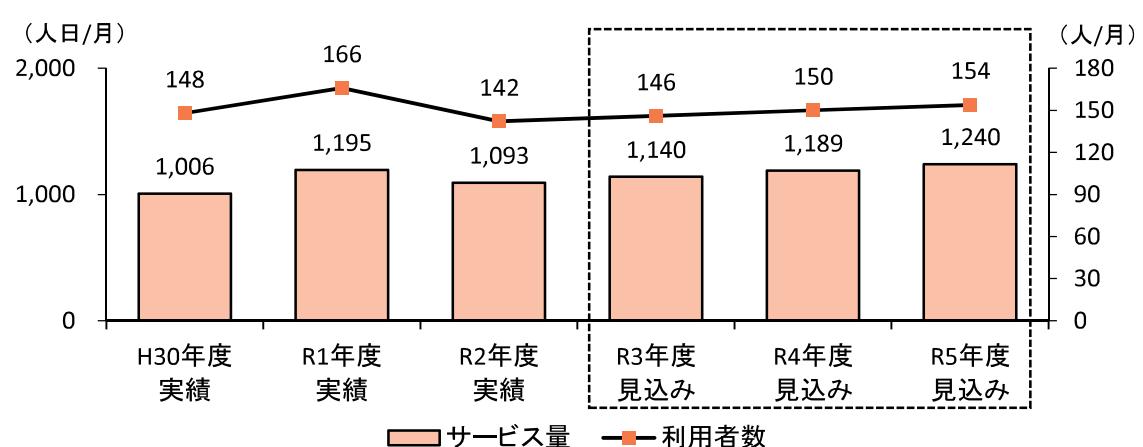
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後、利用人数は4人/月ずつ増加、利用量は50人日/月程度ずつ増加と想定して見込む。

<児童発達支援の実績と見込み>

単位	2018 (H30)	実績			見込量		
		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
利用者数	人/月	148	166	142	146	150	154
サービス量	人日/月	1,006	1,195	1,093	1,140	1,189	1,240

※2020 (R2) 年度は6月30日時点の実績



(2) 医療型児童発達支援

サービスの概要	肢体不自由がある障がい児に対して、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

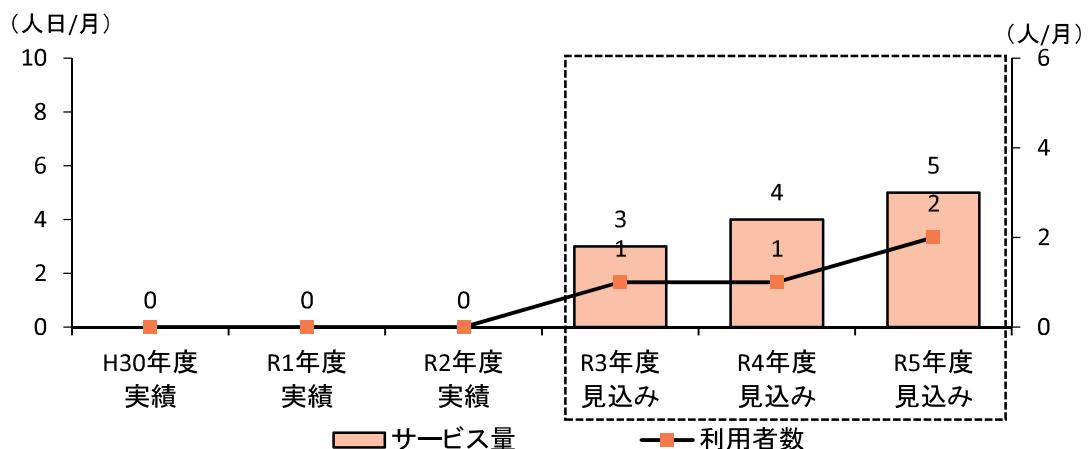
■ 第6期計画の見込量における推計方法

直近での実績がないため、第5期計画での見込量を引継ぐ。

<医療型児童発達支援の実績と見込み>

単位	実績	見込量					
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	2
サービス量	人日/月	0	0	0	3	4	5

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績



(3) 放課後等デイサービス

サービスの概要	就学している障がい児に対して授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等を行います。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

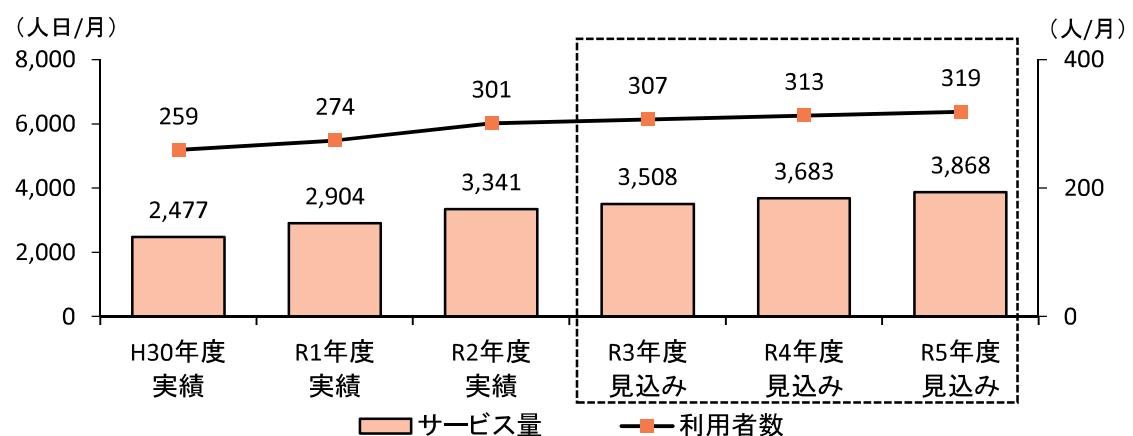
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後、利用者数は微増傾向と想定して人数を見込む。

<放課後等デイサービスの実績と見込み>

単位	2018 (H30)	実績			見込量		
		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
利用者数	人/月	259	274	301	307	313	319
サービス量	人日/月	2,477	2,904	3,341	3,508	3,683	3,868

※2020 (R2) 年度は6月30日時点の実績



(4) 保育所等訪問支援

サービスの概要	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

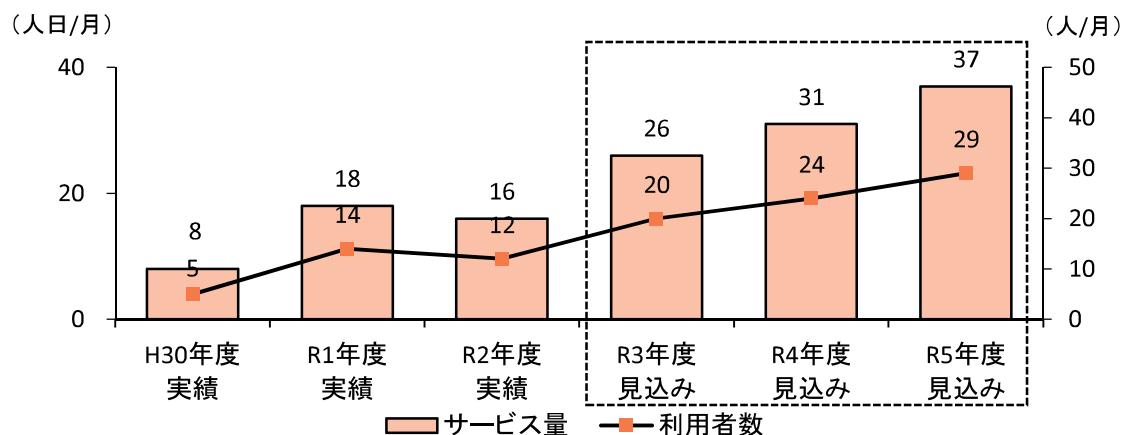
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後、利用者数は微増傾向と想定して人数を見込む。

<保育所等訪問支援の実績と見込み>

単位	実績	見込量					
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	5	14	12	20	24	29
サービス量	人日/月	8	18	16	26	31	37

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績



(5) 居宅訪問型児童発達支援

サービスの概要	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国的基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

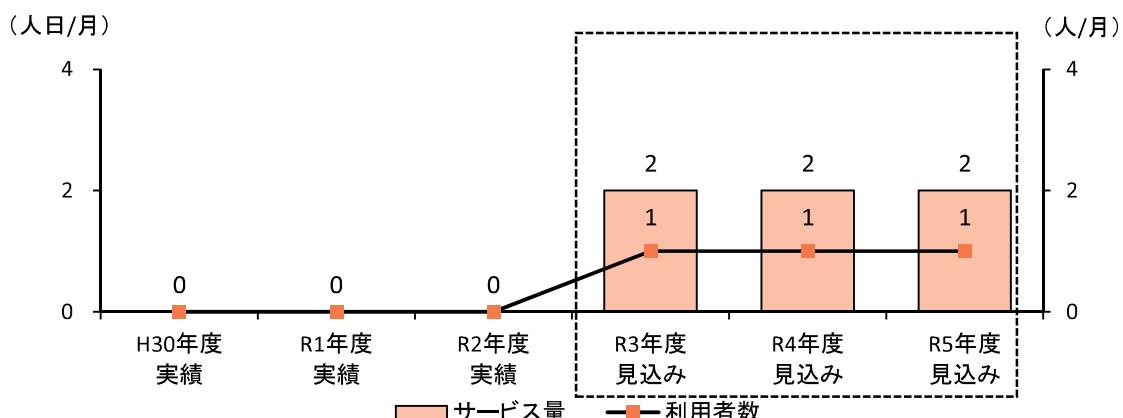
■ 第6期計画の見込量における推計方法

直近での実績がないため、第5期計画での見込量を引継ぐ。

<居宅訪問型児童発達支援の実績と見込み>

単位	実績	見込量					
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	0	2	2	2

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績



6. 障害児相談支援の見込量

サービスの概要	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

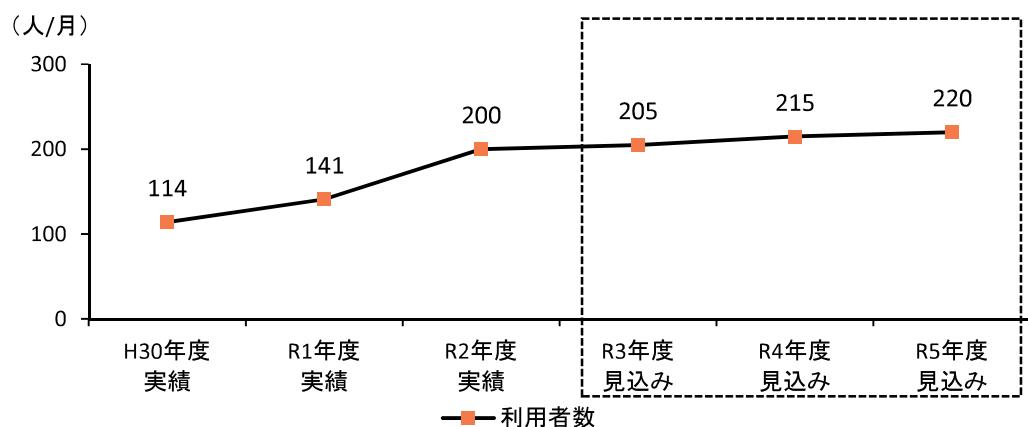
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後、利用人数については微増傾向と想定して見込む。

<障害児相談支援の実績と見込み>

単位	2018 (H30)	実績			見込量		
		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
利用者数	人/月	114	141	200	205	215	220

※2020 (R2) 年度は 6 月 30 日時点の実績



7. 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

サービスの概要	医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターとして保健師を小学校区毎に配置します。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

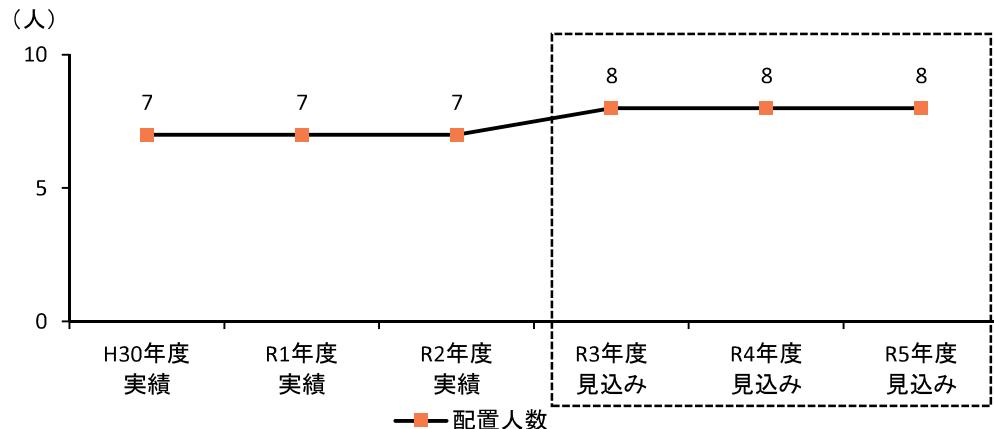
■ 第6期計画の見込量における推計方法

今後のニーズも加味し、1人増員し見込む。

＜医療的ケア児等コーディネーター配置人数の実績と見込み＞

単位	実績	見込量					
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
配置人数	人	7	7	7	8	8	8

※2020 (R2) 年度は6月30日時点の実績



第5章 地域生活支援事業の必要量見込み

地域生活支援事業は、障がいのある人の地域における自立した日常生活又は社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

1. 地域自立支援協議会

「地域自立支援協議会」は、菊池圏域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす定期的協議の場として、平成21年度以降1力所設置されています。「障害者総合支援法」に則って、地域自立支援協議会は、関係機関の連携の中核として、地域において障がいのある人の支援に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携を緊密化するとともに、地域の事情に応じた支援体制整備の協議を行う場として機能しています。

第6期計画では、中核的役割として、機能強化がさらに図られることが期待されています。

2. 相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行います。主な内容は、「福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）」、「社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）」、「社会生活力を高めるための支援」、「専門機関の紹介」等です。菊池圏域においては、障害者相談支援事業を5力所で実施しています

＜相談支援事業の実績と見込み＞

	単位	実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
障害者相談支援事業 (菊池圏域)	力所	5	5	5	5	5	5
地域自立支援協議会 (菊池圏域)	力所	1	1	1	1	1	1

※2020 (R2) 年度は7月1日時点の実績

3. 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」においては、現在、市の窓口において高齢者や障がいのある人等に、成年後見制度利用相談を実施しています。第6期計画においては、合志市成年後見制度利用促進基本計画（令和3年度～令和4年度）に基づきさらなる利用促進を図ります。

＜成年後見制度利用支援事業の実績と見込み＞

単位	実績	見込量					
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用件数	人/年	0	0	0	1	1	1

※2020 (R2) 年度は7月1日時点の実績

（1）成年後見利用促進基本計画の概要

①背景と目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい等の精神上の障がいにより判断能力が十分でない人の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続き等を支援して本人を保護するものであり、本人が地域で生活する上で重要な手段の一つです。

制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知機能の低下がみられる高齢者数や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数と比較して少ない状況であるといえます。

このような状況のもと、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が施行され、市町村は、国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めることとしています。

②基本理念と目指すべき社会

【基本理念】

市民みんなでまるごと地域共生社会

【目指す社会】

誰もが安心して暮らしていくことができる地域社会

③施策の概要

基本方針1 制度に対する関心を高め、制度の理解と利用しやすい意識づくり

制度に関する関心を高め、理解と利用しやすい意識をつくるために、制度の周知・啓発の強化、相談窓口の設置、制度の適切な運用と利用支援を行います。

基本方針2 関係機関が連携し、早期に発見し適切な支援につなげる仕組みづくり

関係機関が連携し、早期に発見し適切な支援につなげる仕組みをつくるために、地域連携ネットワークの段階的な整備、中核機関の設置と運営を行います。

4. 意思・疎通支援事業

「意思・疎通支援事業」においては、聴覚、言語・音声機能等の障がいのため、意思伝達に支援が必要な人に、手話通訳、要約筆記者を派遣します。第6期計画において、111人程度の利用見込みを想定しています。

※意思疎通を支援する手段は、聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記に限られず、盲ろう者への触手話や指點字、視覚障がい者への代読や代筆、知的障がい者や発達障がいのある人とのコミュニケーション、重度の身体障がい者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達等もあり、多様に考えられます。

<意思疎通支援事業の実績と見込み>

単位		実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用件数	人/月	113	111	未集計	111	111	111

※2020 (R2) 年度は7月1日時点



5. 日常生活用具給付事業

重度の障がいのある人に、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行います。

(1) 介護・訓練支援用具

「介護・訓練支援用具」は、特殊寝台や特殊マット等の障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるイス等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

毎年度、一定の利用があり、第6期計画においても、令和元年度の実績程度の値で推移すると見込まれます。

(2) 自立支援用具

「自立支援用具」は、入浴補助用具や聴覚に障がいのある人のための屋内信号装置等、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

毎年度、一定の利用がありますが、第6期計画においては、令和元年度の実績より増加すると見込まれます。

(3) 在宅療養等支援用具

「在宅療養等支援用具」は、電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障がいのある人の在宅療養等を支援するものであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

毎年度、一定の利用がありますが、第6期計画においては、令和元年度の実績より減少すると見込まれます。

(4) 情報・意思疎通支援用具

「情報・意思疎通支援用具」は、点字器や人工咽頭等、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

第6期計画においても、令和元年度の実績程度の値で推移すると見込まれます。

(5) 排泄管理支援用具

「排泄管理支援用具」は、ストマ用装具等、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

第6期計画においても、令和元年度の実績程度の値で推移すると見込まれます。

(6) 居住生活動作補助用具

「居住生活動作補助用具」は、障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

毎年度、一定の利用があり、第6期計画においても、令和元年度の実績程度の値で推移すると見込まれます。

<日常生活用具給付事業の実績と見込み>

単位		実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
介護・訓練支援用具	件	4	6	6	6	6	6
自立生活支援用具	件	12	6	3	9	9	9
在宅療養等支援用具	件	10	20	4	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	9	8	2	8	8	8
排泄管理支援用具	件	94	96	98	97	97	97
居宅生活動作補助道具 (住宅改修費)	件	3	2	1	2	2	2

※2020 (R2) 年度は7月1日時点の見込

6. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会参加のための外出の支援を行います。第6期計画においても、令和元年度の実績程度の値で推移すると見込まれます。

<移動支援事業の実績と見込み>

単位		実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	14	17	3	17	17	17
サービス量	人日/月	66	73	36	74	74	74

※2020 (R2) 年度は7月1日時点の実績

7. 地域活動支援センター機能強化事業

「地域活動支援センター」では、日中の創作活動や、生産活動、社会との交流促進等、さまざまな活動の支援を行うもので、4カ所設置が見込まれます。

<地域活動支援センター機能強化事業の実績と見込み>

	単位	実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
実施カ所数	カ所	4	4	4	4	4	4

※2020 (R2) 年度は 7月1日時点の実績

8. 訪問入浴サービス事業

「訪問入浴サービス事業」は、地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問によって居宅で入浴サービスを提供します。第6期計画においては、利用者数の増加が見込まれます。

<訪問入浴サービス事業の実績と見込み>

	単位	実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	9	10	9	10	11	12

※2020 (R2) 年度は 7月1日時点の実績

9. 日中一時支援事業

「日中一時支援事業」は、障がいのある人等の日中における活動の場の確保と、障がいのある人等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業です。第6期計画においても、令和元年度の実績程度の値で推移すると見込まれます。

<日中一時支援事業の実績と見込み>

	単位	実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	人/月	157	117	22	117	117	117

※2020 (R2) 年度は 7月1日時点の実績

10. 福祉ホーム事業運営費助成

「福祉ホーム事業」は、障がいのある人を対象に、低額な料金で、居室その他の設備を利用していただくとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。第6期計画においても、令和元年度の実績程度の利用者数が見込まれます。

＜福祉ホーム事業運営費助成の実績と見込み＞

	単位	実績			見込量		
		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用件数	人/年	2	2	2	2	2	2

※2020 (R2) 年度は7月1日時点の実績

11. 障がいのある人の安心・安全の確保のための取組

(1) 障害者差別解消法に基づく取組

障害者差別解消法等に基づき障がいを理由とする差別の解消に取組み、障がいのある人もない人も、みんながお互いのことを大切にする社会を目指します。

そのためにも、障害者差別解消法や障害者雇用促進法に関する広報啓発を行い、障がいを理由とした差別の解消に努めます。

(2) 障害者虐待防止法に基づく取組

障害者虐待防止法に基づく障がい者等の権利擁護のために、障がい者の虐待防止や早期発見のための相談支援の充実、人権・権利擁護に対する市民の理解を深めるための活動等を行います。

(3) 防災・防犯対策等の推進のための取組

①防災・防犯対策について

災害時の避難・救助体制等の充実、災害時の多様な情報伝達の実施、日頃からの安全対策、防犯対策の実施により、障がいのある人みんなが、安全・安心な地域社会の中で生活することができる環境の実現を目指します。

②新型コロナウイルス感染症対策について

感染症発生時においても障害福祉サービスを提供できるようにするために普段からの感染症対策が必要です。そのためにも、サービス事業者だけでなくサービス利用者及び関係機関に対しても、感染拡大防止のための周知・啓発や情報提供を行います。

第6章 サービス見込量等確保の方策

(1) サービス内容・利用方法等の周知徹底

国では、地域における共生社会の実現に向け、さまざまな障がい福祉制度の改革を進めています。このような中で利用者が適切なサービスを利用できる環境を整えていくには、制度や障害福祉サービス等への理解を深めていくことが必要です。

本市では「障害者総合支援法」に基づく福祉サービスや本市の地域生活支援事業及び「児童福祉法」に基づく障害児通所支援事業を、障がいのある人が適切に利用できるよう、サービスの実施内容、利用手続き等について、市の広報紙やホームページ等を活用し、分かりやすく周知を図ります。

また、サービス提供体制についても、的確な情報提供に努めます。さらに、市役所の相談窓口で分かりやすい説明に努めるほか、サービス事業者や関係機関等との連携を強化して情報提供体制の拡充を図ります。

(2) 相談支援体制の充実・強化

計画相談支援については、平成27年度からサービスの支給決定に対し義務化されています。今後も利用者が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携を図りながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備していきます。

また、一般相談支援については、サービスについて一層の周知を図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談支援とともに提供体制を整備していきます。

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う基幹相談支援センター及び児童発達支援センターを整備し、重層的な地域支援体制を構築します。

(3) 施設入所者等の地域生活移行の支援の充実

福祉施設に入所している人、または医療機関に入院している人が、その本人の意思に基づいて地域生活に移行できるよう、受け皿となるグループホーム等の居住の場の確保について、事業者との連携のもと、基盤整備を進めています。

精神障がいのある人が、入院生活から地域生活に円滑に移行できるよう、医療機関等との連携のもと、地域生活を支えるサービスの提供基盤の整備にも努めます。

また、障がいのある人が、サービスを利用しながら安心感の高い地域生活をおくことができるよう、地域住民の障がいのある人に対する正しい理解を促すとともに、お互いが支え合い助け合う地域福祉活動への参加を働きかけていきます。

(4) 障がい者の就労支援

障がいのある人の就労を支援するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業等のサービス提供の基盤整備を、関係する事業者との連携により進めています。

また、就労機会の拡大を図るため、ハローワークとの連携を強化し、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がい者雇用に関する情報の提供に努めます。

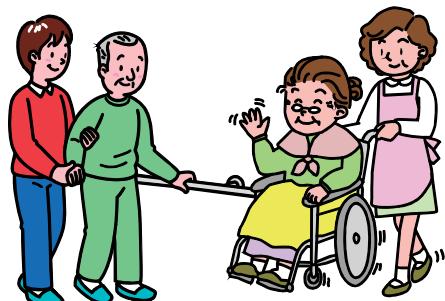
また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの受注機会を拡大するとともに、企業等に対して、障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより、企業等における障害者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。

(5) 計画推進体制の充実

この計画の推進も含めて、障がい福祉施策は保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境等、生活に関わるあらゆる分野、領域にわたっています。このため府内の関係各課による情報共有や意見交換に努める等、府内各分野間の連携・調整の強化を図り、障がい者福祉施策の課題解決に向けて総合的・効果的な取組を推進します。計画の進捗管理については、利用者のニーズに対応して、P(Plan 計画) D (Do 実行) C (Check 評価) A (Action 行動) サイクルに沿って、サービス提供体制の整備と見直しを行います。

また、障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者等との連携を図り、地域社会が一体となった包括的な生活支援体制の確立を図ります。

併せて、障がい福祉施策の円滑な推進に向け、国、県、関係機関等との連携を強化するとともに、広域的な対応が望ましい施策については近隣自治体とともに取り組む等効果的な推進を図ります。



資料編

1. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、令和2年度より策定する「第6期合志市障がい福祉計画 第2期合志市障がい児福祉計画」の基礎資料として、障がい児・者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意向を把握することを目的とし実施しました。

(2) 調査対象者

合志市内に住所を有している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

(3) 調査時期

令和2年8月14日（金）～令和2年8月31日（月）

(4) 配布数及び回答数

配布数	有効回答数	有効回答率
2,988 件	1,270 件	42.5%

(5) 調査項目

- 性別・年齢・家族等について
- 障がいの状況について
- 住まいや暮らしについて
- 日中活動や就労について
- 保育や教育について
- 障害福祉サービス等の利用について
- 相談相手について
- 権利擁護について
- 災害時の避難等について
- 行政の取り組みについて

2. 事業所アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、令和2年度より策定する「第6期合志市障がい福祉計画 第2期合志市障がい児福祉計画」の基礎資料として、障がいに関する事業所等に対し本市の障がい施策に対する課題や解決策を把握することを目的として実施しました。

(2) 調査対象者

合志市内に住所を有している障がいに関する事業所等

(3) 調査時期

令和2年9月16日（水）～令和2年10月30日（金）

(4) 配布数及び回答数

配布数	有効回答数	有効回答率
58件	32件	55.1%

(5) 調査項目

- 事業所・団体の現況について
- 合志市における障がい者・児に関する課題と解決策について
- 自由意見

3. 計画策定の経緯

年月日	内容
令和2年8月14日 ～令和2年8月31日	障害者手帳所持者を対象とした「福祉に関するアンケート調査」の実施
令和2年9月16日 ～令和2年10月30日	障がいに関係する事業所等を対象とした「第6期合志市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に関するアンケート調査」の実施
令和2年12月3日	第1回 合志市障害者福祉計画策定委員会 【議題】 1) 第6期合志市障がい福祉計画・第2期合志市障がい児福祉計画について 2) 福祉に関するアンケート調査について
令和3年1月24日	第2回 合志市障害者福祉計画策定委員会（書面開催） 【議題】 1) 第6期合志市障がい福祉計画・第2期合志市障がい児福祉計画について
令和3年1月21日 ～令和3年2月17日	パブリック・コメントの実施
令和3年2月24日	第3回 合志市障害者福祉計画策定委員会 【議題】 1) パブリック・コメントの結果報告

4. 用語集

【あ行】

用語	内容
依存症	「依存」とは何かに頼らないと機能できない状態のこと、「依存症」は依存対象となる物質(アルコールや薬物)の使用や行動(ギャンブル等)のコントロールが効かなくなってしまう病気。

【か行】

用語	内容
強度行動障害	激しい不安や興奮、混乱の中で多動、自傷、異食等の行動上の問題が、強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律	障がい者就労施設、在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために、必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障がい者就労施設で就労する障がいのある人、在宅就業障がい者等の自立を促進する法律。
高次脳機能障害	病気や事故など様々な原因で脳が部分的に損傷されたために、言語、思考、記憶、行為、学習、注意などの知的な機能に障がいが起こった状態。

【さ行】

用語	内容
障害者基本法	障がいのある人の自立および社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立および社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進し、障がいのある人の福祉を増進することを目的として制定された法律。
障害者権利条約	「障害者の権利に関する条約」の略称。障がいのある人の人権および基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定められた条約。
障害者雇用促進法	障がいのある人の雇用促進を図るため、事業主の義務や障がいのある人本人への公的支援措置などを規定する法律。

用語	内容
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした法律で、平成28年4月に施行されている。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、平成24年6月に障害者自立支援法が改正され、平成25年4月に施行されている。

【た行】

用語	内容
地域共生社会	障がいの有無や年齢等に関わらず、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。
地域生活支援拠点	相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う拠点。

【な行】

用語	内容
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

【は行】

用語	内容
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

用語	内容
発達障害者支援法	発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障がいのある人の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律。
ピアサポート	障がい領域における「ピアサポート」とは、障がいのある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えることと定義されている。
ペアレントトレーニング	保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。地域においては、発達障がい児の支援機関等で実施されることが多い。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。「行動で考える」「(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つの目標に向けて取り組み。
ペアレントメンター	発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対してグループ相談や子どもの特性等を伝えるサポートブック作り、情報提供等を行うこと。

5. 委員名簿

氏名	所属	役職名
小木 茂	社会福祉法人山紫会 障害者支援施設白鳩園	施設長
塚本 嘉郎	社会福祉法人共生福祉会 サンシャインワークス	施設長
仲光 美紀	合志市社会福祉協議会 障がい者支援センター	班長
信岡 幸彦	菊池郡市医師会	副会長
西村 亜圭未	合志市障害者親の会「虹の会」	会長
木永 健一	合志市身体障害者福祉協議会	

第6期合志市障がい福祉計画 第2期合志市障がい児福祉計画
令和3年3月

編集 合志市 健康福祉部 福祉課
〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140
電話：096-248-1144